

【1983年8月12日】1980年代経済社会の展望と指針

閣議決定

1980年代経済社会の展望と指針

「1980年代経済社会の展望と指針」について

昭和58年8月12日

閣議決定

政府は、別冊「1980年代経済社会の展望と指針」を昭和58年度から昭和65年度までの期間における経済運営の指針とすることを決定する。

流動的な内外諸情勢の中にあつて、本「1980年代経済社会の展望と指針」に掲げる政策の実効性ある推進を図るため、毎年、経済社会の展望と経済運営の指針についての検討を行い、その結果を政策運営に反映するものとする。

基本的役割と考え方

1980年代は、戦後の経済社会の歩みが大きな曲り角を迎える中で、これまでに得た実りを生かしながら、来たるべき21世紀に備えた基礎を築くべき重要な時期である。

以下に示す「1980年代経済社会の展望と指針」(以下、「展望と指針」という。)は、昭和58年度から65年度(1980年代)を対象とするものである。

〔1〕基本的役割

我が国は、自由な競争を基本原理とした市場経済を基調としている。こうした前提の下に作成される経済計画は、経済社会の全分野を詳細に規定したり、厳格にその実施を強制するものではない。

その基本的役割は、望ましく、かつ、実現可能な経済社会の姿についての展望を明らかにすること、中長期にわたって政府が行うべき経済運営の基本方向を定めるとともに、重点となる政策目標と政策手段を明らかにすること、家計や企業の活動のガイドラインを示すこと、にある。

近年の我が国経済社会には、先行きに対する不透明感の高まりがみられる一方、財政の制約等の中で政策の効率化、重点化を図ることが求められている。こうした中で、上記のような基本的役割を果たしていくことは、極めて重要なものとなっている。

また、我が国の国際的地位が高まる中で、我が国が今後目指すべき道を明らかにするこ

とは、国際的相互理解にも資するものとなることが期待される。

今日、我が国経済社会は大きな転換期に直面しており、将来には流動的な要素も多い。このため、今回の計画は、その内容を不確実性と事態の変化に弾力的に対応しうるようなものとしており、こうした性格をより明確化するため、「1980年代経済社会の展望と指針」という名称とした。

〔2〕今回の「展望と指針」の重点

今回の「展望と指針」は、時代の転機ともいべき大きな流れの変化の中で、長期的に取り組むべき多くの課題に直面していることを踏まえて、長期的な視野から1980年代をに述べるように「創造的安定社会の構築期」と位置づけ、8年間についての経済社会の展望と政策運営の指針を示している。

今回の「展望と指針」の重点は次の4点である。

第1は、現下の最大の課題である行政の改革、財政の改革を進めることである。経済社会の発展のための新しいエネルギーを発輝できるように、行政の姿をこれからの時代にふさわしいものとしていくことは、我が国の将来への明るい展望を拓くための国民的課題であるとの認識の下に、行政の役割を抜本的に見直し、簡素化、効率化を図る。また、一段と深刻さを増している財政状況に対応して、歳出・歳入両面にわたる見直し・合理化に努め、我が国財政の健全性、弾力性を確保するための基礎固めに取り組む。

第2は、産業構造の高度化に支えられた新しい成長への歩みを進めることである。我が国は、戦後、国民の物質的豊かさへの欲求の高まりを背景に、急速な産業化を通じて重化学工業、機械産業にリードされた成長を続けてきた。今後は、技術革新の進展、価値観の多様化、良質な居住環境への欲求の高まり等を背景に、新たな経済社会のニーズに応え、ソフトの面にも支えられた成長過程を辿っていくものと考えられる。特に、エレクトロニクスを中心とした技術革新の進展、情報通信システムに支えられた情報化の進展は、国民生活をまじめとして、経済社会の各面に多様な影響を及ぼし、高度情報社会へ向けての変化を生むこととなる。80年代においては、こうした変化の方向を踏まえ、創造的知識集約化の推進等により産業構造の一層の高度化を推進する。

第3は、民間活力の役割を重視し、経済社会の発展をもたらす上で重要な要素として位置づけその活用を図ることである。市場経済を基本とする我が国においては、進取の気象に富む民間部門の活力こそが経済社会の発展の原動力であり、その十分な発揮なくしては我が国経済社会の発展はありえない。今回の「展望と指針」においては、成熟化の進行が予想される中で、技術開発の推進等によりこうした民間活力の維持・形成を図るとともに、時代の変化の中で、政府の本来果たすべき役割を明らかにし、規制、制度の見直しや諸条件の整備により民間活力が発揮しうるような環境を整え、新たなフロンティアを広げていく。

第4は、国際協力の推進である。世界経済は、先進諸国のスタグフレーション、発展途上国の債務累積等困難な状況が続いており、多極化の進展を背景に世界経済秩序の動揺が続いている。経済的地位が高まり、貿易立国の道を歩む我が国は、経済的活力を生かして各国との協調の下に、経済協力の拡充、産業協力の推進等を通じて、国際経済社会の発展のために積極的に貢献する。

〔3〕 指針に沿った政策の実施と情勢の変化への弾力的対応

以下に基本方向が示される諸政策は、想定する内外諸条件に大幅な変更がない限り、国民の理解と協力を得つつ、政府としてその実現に努めるべきものであり、着実にその実施を図る。

上記の4点は、対象期間を通じて強力に推進すべき重点である。しかし、これらの施策は、事態の解決に早急な実施が迫られているもの、効果の発現までにはかなりの期間を必要とするものも多い。このため、特に対象期間の前半においては、行財政改革、民間活力発揮のための環境整備等を中心に、長期的視点に立って来たるべき時代にふさわしい各種の改革を進める。こうした改革を実施することは、国民各層にとっても厳しい対応を伴うものであるが、新たな発展のために避けて通ることのできない過程である。後半には、こうした成果を生かしながら、産業構造の高度化の進展と相まって、経済社会の発展につながっていくことを期する。

また、第1次石油危機以前のような高成長による問題解決が難しくなる一方、財政の制約が厳しくなっている中で、政策の実施に際しても、優先順位の厳しい見直し、各分野における諸政策の整合性の確保が要請されており、調整機能に留意していくことが必要である。

対象期間を通じて、世界経済をはじめ内外情勢はなお流動的な状況が続き、政策のあり方についてもその見直しが要請されることも予想される。こうした事態の変化と要請に柔軟に対応しうよう、昭和65年度を最終年度とするローリング・プラン的な考え方(リボルビング・プラン)に沿って、毎年、経済審議会は、経済社会の展望と政策運営の指針についての検討を行い、政府に報告するものとする。政府は、この報告を尊重し経済運営に反映させるよう努めることとする。

なお、この「展望と指針」に示す経済成長率等の諸数値は、その基本的な展望と政策運営を基礎としたものであり、幅を持って弾力的に解釈されるべきものである。

1980年代の歴史的な位置づけと変化の方向

戦後の世界経済の中で、我が国経済社会の発展の流れを整理し、1980年代の変化の方向を展望すると次のようになる。

〔1〕戦後の世界と日本

第2次世界大戦後、世界経済は大きな変貌を遂げ、その中で我が国の経済社会も極めて大きな変化を経験してきた。

まず、世界経済は、

戦後の混乱の中で、アメリカのリーダーシップによるブレトン・ウッズ体制の確立等により戦後の世界経済の発展の基礎固めが行われた「戦後からの復興の1950年代」、

自由貿易の発展による世界貿易の著しい拡大、持続的高成長が実現した「成長と発展の60年代」、

ニクソンショック、固定相場制の崩壊、2次にわたる石油危機等世界経済秩序の動揺が相次ぎ、スタグフレーションの様相を強めた「世界経済秩序の動揺の70年代」、を経て、80年代を迎えている。

こうした世界経済の変化の中で、我が国経済社会も、

戦前水準への回復といった復興過程を経て、経済の自立を達成し、経済発展への基盤を整えた「復興と自立の1950年代」、

持続的な高度成長が実現し、生活水準、国際的地位の著しい上昇がみられた反面、経済のひずみや公害の深刻化等の社会問題が発生した「高度成長の60年代」、

国際経済環境の激変への対応が求められる中で、変化へのすぐれた適応力を発揮したものの、財政赤字等の諸問題を抱えるに至った「国際環境の激変への対応の70年代」、を経て、80年代を迎えている。

この間に我が国経済社会の姿は著しい変貌を遂げた。GNPでみた経済規模は自由世界で2番目の大きさとなり、世界の約1割を占めるまでになった。その内容をみると、重化学工業から知識集約化、サービス化への流れの中で、産業構造、就業構造は大きく変化してきている。国民の生活をみても、平均寿命は急速に伸長し、一人当たり国民所得は先進国並みとなり、物質的な生活水準は急速に高まった。また、大都市圏への人口集中が進むとともに、都市化の波が全国に広がった。

今後においても、我が国経済社会はさらに新たな変化への歩みを続けることになる。我々は、21世紀まで20年弱という時点に立っているが、長期的な視点で21世紀に至る我が国経済社会の変化を展望すると、次のような大きな流れを指摘することができる。

その第1は、国際化という流れである。我が国経済社会の国際化の度合いはさらに進展し、経済的地位も引き続き上昇していくものと考えられ、国際経済社会との調和、その発展への貢献がますます求められるようになる。

第2は、成熟化という流れである。我が国は、所得水準、生産活動等フローの面ではすでに明治以来の先進国へのキャッチアップと急速な産業化の過程を終え、ストックを中心として質的充実を図るとともに、価値観の多様化と文化への志向の高まりに応じていくべ

き段階に入っているものと考えられる。

第3は、高齢化という流れである。今後の我が国は、人口増加率が鈍化する中で人口の高齢化が急速に進み、21世紀には世界有数の高齢社会となることが確実である。この高齢化そのものは、我が国が長寿社会となることを示すという意味で、むしろ誇るべきことであるが、その過程で解決すべき問題も多い。今後、21世紀に至る期間は、この来たるべき高齢社会に備えて経済社会の基盤を整備すべき重要な期間である。

以上の点を振り返ってみると、先進諸国へのキャッチアップを目指して、経済活動のレベルを高め、効率化を図る中で、物質的な豊かさを追求してきた我が国経済社会は、一つの区切りを迎え、長期的にも大きな転換期に直面しているものと考えられる。

〔2〕1980年代の変化の基本方向

1980年代の我が国経済社会は、国際環境、経済、国民生活の各面で多重的に変化していくものと考えられる。

1 我が国をめぐる国際環境の変化の方向

戦後の世界経済は、IMF・GATT体制の下で、相互依存関係を強めながら発展してきたが、70年代以降、アメリカの経済的地位の低下等世界経済の多極化の進展を背景に、世界経済秩序の動揺が続いている。

今後も、世界経済は多極化への動きが続く中で、70年代の混乱の経験を生かし、為替相場の安定、保護貿易主義の台頭の防止等の努力を通じて、南北の協力関係を維持しながら、安定的な相互依存の枠組みを求めていくこととなろう。こうした意味で、1980年代の世界経済は「安定的秩序の模索期」と位置づけられよう。

こうした中で、80年代の世界経済は、基本的には次第に明るさを増していくものと考えられる。第2次石油危機後の世界経済は、先進諸国のスタグフレーション、世界的な高金利、発展途上国の債務累積等極めて困難な状況を続けてきた。こうして世界経済全体がいわゆるゼロ・サム的狀況になる中で、保護貿易主義的圧力が強まってきた。しかし、83年に入ってから、世界的なインフレの鎮静化、石油価格の低下等を背景に総じて先進国経済には明るさが見られるようになってきた。こうした芽を生かしてインフレなき持続的成長を実現することが80年代における世界経済の大きな課題である。ただ、各国とも構造的財政赤字、設備投資の停滞等の困難な問題を抱えているため、その拡大のテンポは緩やかなものと考えられる。また、今後の石油需給については、当面、安定的に推移するものと考えられるが、中東情勢等なお不安定な要因も懸念される。

我が国と国際経済社会との関係については、80年代の我が国は、特に自由世界において、アメリカ、ECと並ぶ三つの極の一つとして、国際経済社会の発展のために貢献していくことがこれまで以上に求められよう。

また、経済社会の各面における国際化の動きはますます強まり、その内容も多様化していくものと考えられる。経済の面では、貿易、資本移動、通貨、企業活動等の国際化が進み、特に、サービス貿易のウエイトの高まり、円の国際的地位の向上、企業活動の現地化等が進むこととなろう。また、技術革新の進展や高度情報社会への移行に伴い、知識、情報、人材等の面で国際交流が活発化することとなろう。

これまで、我が国は経済的側面を中心に国際化の歩みを続けてきたが、80年代には文化、社会面も含めて質的にみても国際化の新たな段階に入っていくこととなろう。

2 経済の変化の方向

戦後の我が国経済は、平和的な国際環境、低廉な資源、勤勉で高い教育水準を持つ労働力、旺盛な企業の投資意欲、技術開発力等に支えられて世界でもまれにみる発展を遂げてきた。

基本的には、我が国は80年代においても、先進国の中で良好なパフォーマンスを維持するだけの経済的条件を備えているものと考えられる。

第1に、経済発展の基盤となる技術開発については、特に80年代においては、エレクトロニクスを中心とした技術革新がさらに進展し、経済の効率化、新たな需要の創出に貢献することが期待される。

第2に、我が国の高水準の家計貯蓄率は、中長期的には、次第に低下に向かうものと考えられるが、80年代においては、依然として他の先進諸国よりは相対的に高水準を維持するものと考えられる。

第3に、労働力供給については、80年代の労働力供給の増加率は70年代(年平均0.9%増)とほぼ同程度となるものと考えられる。

変化の方向の内容をみると、80年代においては、経済社会の構造は次のような面で変化していくものと考えられる。

第1は、産業構造、就業構造の変化である。

80年代においては、エレクトロニクスを中心とした技術革新の進展等が、経済社会の各面に大きな変化をもたらすものと考えられ、特に、情報、通信分野での技術革新の進展及びトータルな情報通信システムの形成が、高度情報社会へ向けての変化を生むことになろう。

こうした中で、消費ニーズの高度化、エネルギー価格の変化、国際分業の進展等を背景に、産業構造はより付加価値の高い財の比重が高まり知識集約化の動きが続くとともに、サービス部門が高度化、多様化し、その拡大が続くこととなろう。また、就業構造、消費構造等の面でもサービス経済化の動きが今後も続くものと見込まれ、経済全体としてのソフト化が進展することとなろう。

産業構造の姿をより具体的に展望すると、国際化、技術革新や情報化の進展等により、今後とも一層の高度化が進むとみられる。製造業においては、技術革新の進展等により、

加工組立産業が今後とも高い成長を続けていく一方、基礎素材産業においても調整局面を経て、新素材の開発等により新たな発展分野への展開が期待される。また、エンジニアリング産業等の、いわばシステム型産業が今後大きく成長していくであろう。他方、サービス業においても、情報サービス業やリース業等の対事業所サービス業が高い伸びを示すとともに、健康、レジャー、教育産業等の対個人サービス業の多様な発展が見込まれる。

就業構造を展望すると、サービス需要の拡大を反映し、サービス業を中心に第三次産業就業者の高い伸びが続くものとみられる。これに対し、農業など第一次産業就業者は減少が続き、第二次産業では、実質生産の伸びが期待されるものの、技術革新等による生産性の上昇から、就業者の伸びはかなり落ち着いたものとなる。

第2は、労働力供給面の変化である。今後は、人口の高齢化に伴い、労働力人口の高齢化も進み、また、家事・育児負担の軽減、社会参加意欲の高まりにより、女性の職場への進出は今後続くこととなる。労働力の高学歴化もさらに進展することとなる。

第3は、地域経済社会の変化である。近年の地域経済社会構造をみると、地方の都市化が進む中で、所得格差の縮小、居住環境を含むトータルな生活の豊かさの重視等に伴い、人口の地方定住化の動きがみられ、こうした基調は、80年代においても続くものと考えられる。

3 国民生活の変化の方向

80年代においては、国民のライフスタイルは、生活の時間、場、ニーズの3つの側面でそれぞれ変化が進むものと考えられる。

生活時間については、戦後の急速な平均寿命の伸長（男性は50歳から74歳、女性は54歳から80歳）、子供数の減少とともに労働生産性の向上等を背景に、これまで、子育て後、退職後の期間の延長、労働時間の短縮が進んできたが、こうした中で、さらに今後次のような動きが進むものと考えられる。即ち、生涯及び老後生活における自由時間が増大し、その多様な活用が求められるようになること、生涯学習に対する関心の高まり、技術進歩への対応の必要性の高まり等から、学習時期・形態の多様化に向かうこと、パートタイム等の多様な雇用形態の増加などにより、就業形態や生涯を通じた労働時間配分の多様化が進むこと、ライフサイクルの面では、女性の社会進出の増加等を背景に就業や家庭生活などが多様な形で組み合わされるようになり、伝統的な男女の役割分担も変化が予想されることである。

生活の場については、女性の社会進出、家庭機能の外部化などが進む一方、情報化の進展も考えられ、個人と家庭、コミュニティ、職場などのかかわり方が変化していくこととなる。即ち、家庭については、それぞれが規模、構成、価値観等の面で多様な特性を有しているが、社会が高度に複雑化し、個性に応じた生活と同時に多世代にわたる人々のふれあいの志向が高まる中であって、様々な形で、その機能を見直し、活性化を求める傾向が強まろう。また、従来は職場に対して所得稼得のみならず自己実現など多くの機能を

依存していたが、今後は職場だけでなく、地域その他様々のコミュニティにおけるボランティア活動やサークル活動などの自主的参加活動を通じて自己実現や相互のふれあいが図られるなど、社会参加の場が多様化していくこととなる。

生活のニーズについては次のような動きが進むものと考えられる。

まず、各ライフステージにおいて、生きがい、文化などの観点から、より高次のニーズである生活の質的向上への志向が多様な形で高まることとなる。具体的には、精神的、文化的な豊かさを求めた消費行動、生涯にわたる学習活動、文化、健康を志向する余暇活動、快適な居住環境への志向が一層強まることとなる。

また、こうした新しい豊かさを求める動きとともに、高齢化等の中で、雇用・所得の確保、物価の安定、健康の維持・増進といったニーズは、安心して暮らせる基礎条件として、引き続き重要視されていくこととなる。

以上のような生活の各面にわたる変化により、国民のライフスタイルは、これまでのように、ライフサイクルのそれぞれの段階において学習、就業、家事・育児等が載然と区分され対応していた「人生 50 年型」から、各ライフステージにおいて、これらが多様な形で組み合わせられ、生活の安定を基礎としつつ、人々の個性に応じ多様な形で質的向上が追求される「人生 80 年型」ライフスタイルへと変化していくものと考えられる。

〔3〕求められる創造的安定社会の構築

以上のような多重的な変化の中で、80 年代においては、従来にも増して経済社会の安定を目指していくことが求められている。もし、この変化への対応を誤り、次のような従来型の対応をくり返す場合には、経済社会の安定性を損なう可能性が高い。

即ち、第 1 に、世界の GNP の約 1 割を占める我が国は、国際化の進展、国際的役割の増大を十分認識し、世界経済を与件としてのみ考える発想から脱却しなければ、国際的に孤立する可能性がある。

第 2 に、経済社会の活力を生かし、経済の各面における構造変化に適切に対応していかなければ、経済的パフォーマンスの悪化を招く可能性がある。

第 3 に、国民生活をめぐる諸環境が変化する中で、ライフスタイルの変化に有効に対応しうるシステムを築いていかなければ、将来に向けて生活不安が高まる可能性がある。

また、その対応は、現状を消極的に容認するのではなく、積極的に変化に適応していかなければならず、特に創造的な対応でなければならない。これは、80 年代においては、技術革新、産業構造の変革等の面で自ら独自の道を創造的に切り拓いていく必要があり、また、国民生活の面でも、文化的価値などが重視されるようになる中で、自主的、個性的、創造的な生き方が求められているからである。

こうした対応を図ることによって変化への対応力を持ちながら、着実な経済社会の進歩と安心して暮らせる国民生活を築いていくことが求められている。

以上のような意味で、1980年代の我が国は、「創造的安定社会の構築期」と位置づけられよう。

〔4〕創造的対応への発想

経済社会の安定を目指して創造的対応を図るに際しては、次のような新たな発想が必要である。

第1は、「国際性」を重視し、平和的な対外関係の下で、経済運営、国民生活のあり方等、全般的な分野で国際的視野からの配慮を強めていくことである。

第2は、「民間活力」を重視し、多重的な変化の中で、創造性を発揮し、経済社会の新たなニーズに積極的に応えていくため、従来にも増して民間活力が発揮しうよう諸条件を整備していくことである。

第3は、「構造改革」を重視し、行政全体を来たるべき時代にふさわしい姿に整えていくとともに、社会的制度・慣行を含め構造的変化に円滑に対応しうよう、きめの細かい政策的配慮を払うことである。

第4は、「ソフト」を重視し、モノ、石油等の資源といったハードな要素に対して、知識、技術、情報、サービスといったソフトな要素を適切に位置づけていくことである。

第5は、「ストック」を重視し、安定的な経済社会の基盤として、社会資本等と合わせて、経済社会制度、居住環境、自然環境等を含めた広い意味での国民的資産の充実を図っていくことである。

80年代経済社会の目指す方向と政策

〔1〕創造的安定社会の構築

80年代においては、平和で安定的な国際関係の下に、不安のない安定的な経済・生活基盤を備えた創造的安定社会の構築を目指して、次のような政策努力を積み重ねていく。

1 平和で安定的な国際関係の形成

我が国は、西側社会の一員として、総じてみれば平和的な国際環境の下で、国際的な相互依存関係を強めることによって発展してきた。今後も、資源小国の我が国が安定的に発展していくためには、平和な国際関係の存在が不可欠の前提である。このため、平和国家としての基本的立場を保持しながら、国際社会との平和的な関係を維持するため多面的な努力を行うことがまず重要である。

1980年代の世界経済の課題は、通商、通貨、南北関係、科学技術、資源・エネルギー等の面で国際協力の緊密化を図りつつ、各国の経済運営の国際協調を推進し、インフレな

き持続的成長を実現することにある。我が国は、これまで世界経済の発展の大きな受益者であり、世界経済の発展なくして我が国経済の発展はありえないことを考慮し、各国との協調の下に、国際経済社会の発展に積極的に貢献していくことが求められている。このため、我が国としては、自由な貿易を通じて調和ある国際分業関係を深め、経済拡大の相互波及を進めることが、貿易立国の道を歩む我が国のみならず世界経済の発展の基礎であることにかんがみ、貿易摩擦の解消を相互に図りつつ、自由貿易体制の維持・強化と世界経済の活性化のため、対外、対内各面にわたり積極的な対応を図る必要がある。その際、我が国が世界経済社会に貢献する最大の道は、我が国の経済的活力を活かして、世界経済の発展のために力を尽くすことである。また、国際化という大きな流れの中で、国際的な相互理解の増進を図りつつ国際的に開かれた経済社会を形成していかなければならない。

こうした中で、80年代の我が国の政策の基本方向としては、次の3点に重点を置く。

第1に、世界経済秩序の再構築のため、各国との協調の下、国際機関の機能及び連携の強化、国際的協議の推進等を図り、自由貿易体制を基盤とする安定的な相互依存の枠組みの確立を目指す。

第2に、我が国経済の活力を世界経済の活性化に結びつけていくため、内需中心の適度な経済成長と貿易の拡大均衡を目指した経済運営の下に、我が国市場の一層の開放、積極的産業調整の一層の推進、発展途上国への経済協力の拡充、投資交流、技術交流等による産業協力、を行う。特に、経済協力については、政府開発援助の積極的拡充に努めるとともに、発展段階別の援助の基本方向の明確化、適切な援助効果評価等により、総合的、効率的な推進に努める。

第3に、国際的に開かれた経済社会の形成のため、政府、企業、国民がそれぞれ国際化への認識を深める中で、経済の領域のみにとどまらず、広く教育、学術、文化等の面についても、国際化時代にふさわしい国内の環境整備を行う。

以上のようにして平和で安定的な国際関係を築いていくことは、我が国経済社会の安全を確保する上でも基本的に重要である。

2 活力ある経済社会の形成

我々は多くの変化に直面し、内外両面で困難な課題を解決していかなければならないが、そのためには、自立・自助を基本としつつ、経済社会の活力を十分発揮していくことが重要である。特に、今後は、技術開発等の発展基盤の整備により経済社会の活力を維持・形成していくとともに、新たに民間活力が発揮しうる分野を積極的に拡大していくことが求められている。

こうした中で、80年代における政策の基本方向としては、次の4点に重点を置く。

第1は、創造的な技術開発の推進である。科学技術は、経済社会の活力の源泉であるが、我が国の技術水準がかなりの分野において世界のトップクラスとなった今日、キャッチアップ過程でみられたような技術導入による技術水準の向上には限界がある。80年代にお

いては、創造的な技術開発を進めることとし、個別の学問、業種の領域を超えた横断的な科学技術振興を通じて、その効率的推進を目指すとともに、創造性ある人材の育成、技術の進展に応じた教育内容、方法の改善・充実を図る。

また、技術開発の成果を、産業構造の高度化、国民生活の向上等に広く活用していくため、最新の技術を用いた積極的な設備投資や人的資源の能力開発に加えて、情報・通信、医療・福祉、住宅、交通、環境保全、防災等の社会生活に関連する分野における利用の拡大が図られるような基盤を整備する。

第2は、創造的知識集約化等による産業構造の高度化の推進である。今後、これまでの知識集約化の流れがサービス化の流れと相まって、知識、技術、情報、サービスといったソフトの価値の比重が一段と高まっていく中で、産業構造の創造的知識集約化が適切に推進されるよう、民間活力を活かしつつ、政策的対応を必要とする課題に対し、産業政策を進める。

農林水産業については、その健全な発展を図るため、体質強化を基本とした総合的かつ効率的な政策の展開を図る。

また、エネルギーについては、環境保全に留意しながら、バランスのとれた最適ミックスを目指し、総合的なエネルギー対策を推進する。

さらに、財政制約の強まり、産業構造の変化等に伴い、地域経済は新たな課題を抱えつつあり、こうした中で、各地域がそれぞれの特色・創意を活かしつつ、地域経済の自立的発展が図られるよう、地域政策を推進する。

第3は、民間活力の維持・形成である。多様な可能性に挑戦していくことのできる進取の気象に富む企業活動、活力ある産業社会がもたらされるよう、雇用制度・慣行、中小企業等我が国の持つ柔軟な仕組み、市場メカニズムを活用しつつ環境の整備を進める。

また、規制の見直し、民間資金の導入等により、住宅・都市再開発、社会資本整備、社会的サービス供給等の各分野で民間の活力の一層の活用を図る。このため、これら施策の実現のための検討を行い、必要な方策を明らかにし、その実施を図る。

第4は、経済社会安全の確保である。活力ある経済社会を形成していくためには、突発的な外部環境の変化に対応しうる経済社会の基盤が備わっていることが重要である。世界の資源・エネルギー、食料需給は、世界経済が力強さを欠いていることなどから緩和気味に推移しているが、流動的な世界政治経済情勢の中で、我が国は今後とも経済活動の基礎となるこれらの多くを引き続き海外に依存せざるをえない立場にある。このため、経済性等をも勘案しつつ、海上輸送の安全確保を含め、これら物資の安定供給の確保等に努める。経済社会安全の確保に当たっては、コスト分担のあり方につき国民の合意形成に努めつつ、

危機発生の予知及び防止、危機に対する脆弱性の克服、危機管理、といった多重的な安全対策を総合的に推進する。

3 安心で豊かな国民生活の形成

安心で豊かな国民生活の形成を図るに際しては、各ライフステージにおいて、不安のない安定した生活のための基礎的ニーズが満たされていること、人々が能力を自由に発揮でき、より高次のニーズである生活の質的向上の追求に当たることができること、国民の連帯の基礎となる社会的公正や参加の機会が確保されていること、変化に柔軟に対応しうる活力が備わっていること、という4つの理念を基本とした社会を目指していく。

こうした国民生活の理念を踏まえつつ、長くなった子育て後や退職後の期間ばかりでなく、80年という人生の広がりの中で安定した豊かな生活を実現する「人生80年型」のライフスタイルに対応したシステムづくりをしていかななくてはならない。「人生80年型」システムづくりとは、こうした考えの下に、就業、社会保障、資産形成等を通じて、安定した生活の基盤が整備され、これを踏まえて、人々が、家庭、地域、職場などの様々な場においてゆとりを持ち自己実現を図っていくことができるような総合的な仕組みを形成していくことである。

このためには、公私にわたる各主体が適切にその役割を果たしていく必要がある。

個人、家庭、地域社会、企業については、まず、自立・自助を基本とし、さらに相互扶助の故能が十分発揮されることが期待される。特に、国民の幸せの基盤である家庭については、弱体化が懸念されている、しつけ・養育、文化や生活知識の継承といった家庭機能を活性化するとともに、自由時間の増加を背景とした余暇活動や手作り活動を通じて豊かな家庭文化を築き、さらに、多くの家庭が共通に抱える問題を、近隣・地域のコミュニティの中で解決していけるように社会に開かれた家庭をつくり出していくことが求められている。

また、公的部門は、安定し、かつ質的にも充実した国民生活の基礎的条件を整備するとともに、各主体の活動がバランスよく、効果的に機能するよう環境の整備を図る。

こうした中で、80年代における政策の基本方向としては、次の3点に重点を置く。

第1に、国民が不安なく暮らせる安定した生活を確保するため、物価の安定、完全雇用の達成に加えて、社会保障の整備・改革などにより、個人個人が一生の生活設計を安心して行うことのできるような環境づくりを行う。このため、本格化していく高齢社会に備えて、就業機会の確保、適切な水準の年金給付、個人の財産形成の促進、健康の維持・増進などを目指して、総合的な政策を推進する。特に、年金については、長期的に安定した制度の確立を図るため、制度の一元化の展望の下に、制度全体のあり方について見直しを行い、世代間のバランス等を考慮した給付と負担の適正化など計画的に改革を進める。また、医療費の伸びを適正な範囲にとどめるよう需給両面にわたる適正化を行いつつ、予防、リハビリテーションを含めた一貫した保健・医療サービスの供給システムを整備する。

第2に、生活の質的向上を図るため、個人やグループの自主的な行動を基本としつつ、生涯にわたる教育・学習機会の充実、消費者を取り巻く環境や消費内容の変化の下での消費生活の充実、精神的・文化的豊かさへの欲求の高まりに応える余暇活動などの自主的参加活動等の充実のための環境整備を行う。

第3に、大都市、地方を問わず、国民が豊かな居住環境を享受しながら、安定した生きがいのある生活を営むことができるような良質な国土・居住空間を形成していくため、住宅の質的充実、ゆとりと活力ある地域社会の形成、環境の保全・整備、国土と国民の安全を守り、経済社会の活力を維持し、快適な国民生活を実現するための基盤となる社会資本の整備を行う。

〔2〕経済運営の基本的課題

それぞれの分野で安定した経済社会を創造的に構築していくための対象期間中の経済運営の基本的課題は、第1に、経済社会構造の変化に対応しつつ、適度な成長の下で完全雇用、物価の安定、対外均衡を確保すること、第2に、行政の改革と財政の改革に取り組むことである。

1 適度な成長の下での完全雇用、物価の安定、対外均衡の確保

近年の国内経済の状況をみると、第2次石油危機後、物価の鎮静化にはいち早く成功したが、デフレ効果の顕在化もあって経済成長率は低下した。その後、昭和58年度に入ってから、物価の安定等を背景に個人消費は緩やかな伸びを示しているものの、民間投資は弱含みとなっており、国内需要の回復力は総じて盛り上がりを欠くものとなっている。こうした中で雇用情勢は厳しい状況にある。ただ、輸出に持ち直しの動きが出ており、生産も緩やかに増加するなど景気の先行きには明るい兆しがみられる。

一方、対外均衡の姿をみると、我が国の貿易収支には大幅な黒字がみられること、各国の雇用情勢にも目立った改善がみられないこと等を背景に、保護貿易主義的圧力が強まっているため、貿易摩擦が続いている。

以上のような状況の中で対象期間においては、適度な成長の下で完全雇用、物価の安定、対外均衡の確保を図っていくことが重要である。

80年代の経済を展望すると、前述のように、世界経済は緩やかながらも次第に回復に向かうものと想定される。また、我が国経済は、中長期的には、技術開発の進展、相対的に高水準の貯蓄率、労働力供給等からみて良好なパフォーマンスを維持するだけの経済的条件を備えているものと考えられ、また、民間の活力を引き出すことによりその力を活用していく余地は依然として大きいものと考えられる。こうした活力が十分発揮されるよう諸条件の整備を行う必要がある。

上記のような世界経済の回復の想定、技術開発の進展、民間活力の発揮等を前提として、対象期間中の経済成長の姿としては、年平均実質4%程度、名目6%程度から7%程度の成長率が見込まれる。

完全雇用を達成していくことは、国民生活の安定をもたらす上での基本的な条件となるものであり、経済運営の重要な課題である。

しかし、景気の回復は緩慢なものにとどまっており、また、労働力需給に構造的変化が生じていることもあり、雇用情勢は厳しい状況にある。このため、適度な経済成長の維持を通じた雇用増の拡大により、労働力需給をおおむね総量として均衡させる。さらに、労働力需給構造の変化を踏まえ、性、年齢階層、職種等における部分的な需給の不適合の是正に向けて構造的政策を展開することにより、量、質ともにバランスのとれた完全雇用の達成に努める。

この「展望と指針」においては、昭和 65 年度の完全失業率を 2%程度を目安として、できるだけ低くするよう努める。世帯主についてはその完全失業率を特に低い水準にとどめることとする。

同時に、物価の安定は国民生活の安定と均衡のとれた経済発展の基本要件である。特に、かつての高度成長期のように家計の名目所得の高い伸びが期待し得ない中で、高齢化の進展とも相まって、これまでも増して物価の安定が重要な課題となる。

近年、世界経済が停滞し、国内景気も力強さを欠いていることから、需給が緩和基調で推移していることもあり、物価は安定傾向を続けている。今後とも、物価の安定傾向を維持するため、不断の注意を払いつつ、適切かつ機動的な総需要の管理、競争の促進等諸般の政策を行うことにより、物価の安定を図る。

こうした政策運営を行うことにより、対象期間中の消費者物価の年平均上昇率を 3%程度とすることを目安とする。なお、対象期間中の卸売物価の年平均上昇率は 1%程度と見込まれる。

さらに、世界の GNP の約 1 割を占める我が国は、世界経済をもはや与件としてのみ捉えることはできず、相互依存の高まりを踏まえ、その与える影響、受ける影響に配慮していかななくてはならない。このため、内需中心の適度な経済成長を通じて国際的に調和のとれた対外均衡の達成に努める。

2 行政の改革と財政の改革

行政の改革と財政の改革は現下の最大の課題であり、この「展望と指針」のねらいを達成していくに際しての重要な基盤を整えるものである。

国・地方を通ずる行政改革の推進により、当面する行財政の難局を打開することはもとより、行政の姿をこれからの時代にふさわしいものに作りかえていくことは、我が国の将来への明るい展望を拓くための国民的課題である。

このため、現行の諸制度やその運営を見直し、経済社会の発展のための新しいエネルギーを発揮できるようにすること、現在の行政を個人の自立・自助や民間の自主的活動を極力尊重するとの基本的な観点から徹底的に見直すことが重要である。

今後とも、国民生活の安定の確保、社会資本の整備、科学技術の振興等経済社会の基盤の整備、国際経済関係の安定、といった様々な側面で公的部門の果たすべき役割は大きいものと考えられる。しかし、こうした行政需要に対し、安易に公的部門の規模の拡

大によって対応することは、我が国経済社会の発展の原動力である民間部門の活動を阻害し、その活力の枯渇を招く可能性がある。行政の役割を抜本的に見直し、簡素化、効率化を図ることにより、公的部門の肥大化を抑制しつつ、新たな課題に対応していくことが重要である。

また、国と地方公共団体との機能分担についても、地域性、効率性、総合性という基本的観点に立って再検討を行い、国の規制や関与の積極的緩和等を推進する。

公社、特殊法人等については、経済社会の変化を踏まえてその役割を見直し、官民の事業分野の調整、政府の関与の緩和による経営責任の明確化、組織の活性化、適切な競争条件の設定などにより、その公共性と企業性とを十分発揮するよう合理化を進める。

財政については、2次にわたる石油危機の影響もあって、世界経済は停滞し、我が国においても経済成長率の低下と経済構造の変化が起こり、その中で予想を越えた税収伸び率の鈍化を生ずることとなった。こうして我が国財政を取り巻く環境は急激に変化し、財政状況は一段と深刻さを増しており、我が国経済の発展と国民生活の安定を図る上で重大な障害となることが懸念される。

従って、今後は歳出・歳入構造の合理化、適正化という観点からの財政改革の努力が求められている。このため、国、地方を通じ、歳出・歳入両面にわたる見直し、合理化に努め、我が国財政の健全性、弾力性を確保するための基礎固めに取り組む必要がある。

即ち、まず歳出面において、現下の諸情勢に即応した行財政の守備範囲、国の関与のあり方を見直し、国・地方を通ずる歳出構造の一層の合理化を図る。

また、歳入面においても、経済社会情勢の変化に応じて、歳入構造の合理化、適正化に努めるとともに、行政サービスの範囲、水準と負担のあり方を見直すという観点から検討を行う。将来の租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率(対国民所得比)は、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめることが望ましい。

このような努力の積み重ねによって、対象期間中に特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の回復を図ることとする。

また、地方財政についても収支の均衡を回復するよう、その健全化を推進することとする。

なお、今後予想される国際化の一層の進展に加え、大量の公債の本格的な借換え・償還の開始等、我が国経済・金融構造や金融を取り巻く環境の変化を踏まえ、金融面においても適切に対応していくことが必要である。

80年代においては、以上のような方向を目指して政策運営を行っていくこととするが、我々を取り巻く内外諸情勢は極めて厳しいものがあり、我が国が直面している諸課題を安易に解決していくことはできず、国民の理解と協力を得て、諸制度の改革等真剣な政策努力を積み重ねていかなければならない。

政策の基本方向

〔1〕完全雇用の達成と物価の安定

1 安全雇用の達成

(1) 施策の基本方向

厳しい雇用情勢が続いている現在、適切かつ機動的な経済運営により適度の経済成長を維持し、雇用の安定を確保することは、経済政策の緊急の課題である。

また、かかる機動的な経済運営とともに、経済社会の構造変化に対応し中長期的視点に立った政策を積極的に推進することにより、労働市場における需給の不適合を解消し、労働力需給が、量、質ともにバランスのとれた完全雇用を実現していかなければならない。かかる認識の下に、労働政策の基本方向は以下のとおりである。

産業構造等の急速な変化に対応し、失業の発生に対する予防的かつ機動的対応を充実する。

新たな雇用機会を積極的に開発するとともに、適正な労働条件の確保に努めつつ就業ニーズの変化に応じた多様な就業形態の開発、定着を図る。

技術革新の進展等による労働者の知識、技能に対するニーズの変化に適合した職業能力の開発を図るとともに、労働市場の需給調整機能の強化を進める。

労働生産性向上の成果を労働時間の短縮等労働者福祉の向上にむすびつけ、ゆとりのある職業生活を形成する。

以上の基本方向に沿いつつ、特に本格的な高齢化に対応し、高年齢者の就業機会の確保に重点的に取り組んでいく。

なお、これらの労働政策を推進していくに当たっては、労使関係の安定と関係者相互の合意形成に努めていくこととする。

(2) 具体的施策

1) 産業構造の転換と雇用機会の地域的不均衡への対応

〔1〕国際経済環境の変化やサービス化・情報化による産業構造の転換に伴って、特定の業種や地域において、雇用調整が顕在化するおそれがある。このため、産業政策との有機的な連携を強化するとともに、失業の予防、円滑な再就職を促進するため、雇用調整助成金制度の機動的活用、職業訓練の充実、特定不況業種・特定不況地域の雇用対策の推進等を通じて、業種、地域の実情に応じた施策の充実に努める。

〔2〕労働市場の地域的な需給の不均衡を解消していくため、地域の特性を活かした多面的な産業の振興を進めつつ、地域における計画的な雇用開発を進めるとともに、広域的な通勤圏単位での需給調整、新規中高卒者の地域間需給の調整等広域的な調整を回す。

2) サービス経済化等への対応

- [1] 産業構造のサービス化、知識集約化の方向に対応し着実な雇用機会の拡大を図っていくため、雇用増加が見込まれる分野を中心として産業や職業についての将来見通しを踏まえつつ、職業情報の整備・活用、雇用増加分野での適正な労働条件の確保、発展業種を指向した教育訓練体制の整備、労働力需給システムのあり方等の検討などにより、多様な雇用・就業形態の開発と定着を目指す。
- [2] さらに、我が国経済における中小企業の役割の大きさにかんがみ、中小企業主等の行う教育訓練に対する援助の充実、雇用管理、労働条件の向上面での援助・指導等を通じて、中小企業において良質な雇用機会を拡大していく。

3) 技術革新の進展への対応

今後マイクロエレクトロニクス等技術革新の急速な進展は、雇用の量質両面にわたり多様な影響を及ぼすことが予想されるが、深刻な雇用問題等につながることはないよう、政労使の十分な意思疎通の下に技術革新の進展に対し早期対応が円滑に行われる必要がある。このため、情報収集・調査研究を充実しその成果を早期に労使に提供するとともに、必ずしも個別企業の枠内にとどまることなく、広く情報交換を促進する。また、技術革新による職務内容の変化、職種転換の必要性等に対応して、中高年齢者と中小企業労働者の職業能力の開発・向上に努めつつ企業内外の職業訓練体制を整備する。さらに、産業用ロボット等新たな技術の導入に伴う労働災害防止対策を積極的に推進するとともに、これらの技術の導入を通じて安全面の向上を含め労働条件や職場環境の改善を進める。同時に、新たな職種・技能に対応した職業紹介体制を整備する。

4) 本格的な高年齢者就業の推進

本格的な人口の高齢化を迎えて、高年齢者の就業機会の確保という政策課題に向け、集中的に取り組んでいかなければならない。このため、企業に対する定年延長指導の計画的推進等により、昭和 60 年度には 60 歳定年が一般化するように一層努めるとともに、60 歳台前半層への重点的対応を図る。

60 歳台前半層については、適正な人事管理と賃金体系を確立することを通じて、同一企業あるいは同一企業グループ内での 60 歳以降への雇用延長の促進を図る。また、雇用職業情報の積極的提供、職業相談等により、高年齢者の転職・再就職の円滑化を図るとともに、生活ニーズの多様化やサービス経済化に対応した高年齢者のための職域の拡大を進める。同時に 60 歳以降の多様な就業・引退志向に対応するため、シルバー人材センターの育成、短時間就業の機会の確保を図る。

さらに、高年齢者の職業能力の維持・活用を図るため、ライフステージに応じた生涯職業訓練、健康づくり体制、高年齢者の生理的、心理的特性に配慮した作業環境の

改善等を促進する。

なお、高年齢者の所得保障については、高年齢者の加齢に応じた段階的引退を円滑なものとするため、就業のあり方、退職金のあり方、公的年金のあり方、貯蓄のあり方等について、トータルな生活設計の視点から総合的な政策の検討を進める。

5) 女性の就業志向の高まり等への対応

女性の就業志向の高まりと就業ニーズの多様化の中で、婦人差別撤廃条約批准のための条件整備を図り、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等を確保するための法的整備を推進するとともに、女性の雇用管理の改善についての啓発指導を充実することにより、女性の能力の積極的活用を進める。また、女性のライフサイクルを踏まえ、多様な就業ニーズに応じた職業情報の提供・職業紹介・就業相談を実施しつつ、能力開発機会の確保、労働条件の整備、再雇用の普及等を図る。同時に、育児休業制度の普及と併せ育児休業に関する法的整備を推進する。

6) 経済社会ニーズに即した職業能力の開発・向上等

- [1] 長期化していく職業生活の中で、技術革新、産業構造の変化等に労働者が適応し、必要な段階で適切な能力開発の機会を確保できるよう認定職業訓練に対する助成・援助、生涯職業訓練促進給付金の積極的活用等により事業主の行う教育訓練の振興を図る。さらに、有給教育訓練休暇制度等の奨励及び各種教育・訓練機関の活用により、労働者の自己啓発のための教育訓練機会を確保する。
- [2] 公共職業訓練については、他の教育・訓練機関との連携を図りつつ、経済社会情勢の変化に即応した効果的・効率的な訓練を促進する。このため、社会のニーズに適応しつつ新たに職業生活に入る者に対する養成訓練、在職労働者等に対する向上訓練、中高年離転職者に対する能力再開訓練等の充実を図る。
- [3] 職業能力向上の各段階で、労働者の有する技能や能力が適正に評価されるよう、技能検定制度を充実するとともに、技能尊重気運を醸成する。
- [4] 心身障害者については、各種助成措置の活用による雇用の促進、地域における雇用の場の確保、職業能力の開発等を、特に重度障害者に重点をおいて実施する。

7) 労働者福祉の向上

- [1] 労働時間の短縮は、労働者生活の充実、国際協調の確保、国民経済全体としての雇用機会の増大といった社会的要請に合致したものであり、技術革新、高齢化の進展等経済社会の変化に対応しつつ、今後も積極的に推進していく必要がある。このため、週休二日制の一層の普及、夏季一斉休暇制度の普及等を通じた年次有給休暇の計画的消化の促進、恒常的な長時間労働の改善等を労使の自主的努力を基本に推進する。政府としては労働時間の短縮についての国民一般の理解をより深めつつ、各産業・企業

の実情を踏まえて、労使の自主的努力を援助・促進し、さらには適切な経済運営を通じ労働時間の短縮を容易なものとする経済環境を整備していくことにより、労働時間の実態が、先進工業国としての我が国によりふさわしいものとなるよう努めることとする。

金融機関の週休二日制については、一般産業における実施状況にも配慮し、国民の理解を得つつ完全週休二日制への段階的移行を推進し、官公庁についても民間における普及状況を踏まえて週休二日制の一層の推進に努める。また、サービス経済化の進展等経済社会の変化に対応した現行労働時間法制のあり方の検討を進める。

〔2〕本格的な高齢社会への移行や技術革新の進展など職場環境の急速な変化が予想されることから、労働者の安全衛生対策を従来にも増して推進する。このため、特に新たな技術導入に対応した対策等労働災害の防止や職業性疾病の予防に努めるとともに、中高年齢労働者等の心身両面からの総合的な健康づくり対策等の推進を図る。

〔3〕労働者の自助努力に基づく計画的な資産形成を促進し、その生活の安定を図るため、勤労者財産形成促進制度の活用を図る。特に勤労者財産形成貯蓄を原資とする勤労者財産形成持家融資制度の普及活用を図り、労働者の住宅建設の促進に努める。また、労働者の老後所得の安定を図るため、勤労者財産形成年金貯蓄制度の普及に努める。

〔4〕老後の所得保障の一つである退職手当制度については、中小企業退職金共済制度の活用、退職年金制度の導入の促進を図るとともに退職手当の保全措置の検討を進める。

8) 労働分野における国際協力の推進

労働分野での国際協力と交流を推進することにより、世界経済の安定的発展の中で、雇用の安定と労働者福祉の向上が図られるような国際的環境づくりに努めることが必要である。このため、発展途上国に対しては、海外からの研修生の受け入れ、海外における職業訓練に対する援助協力等職業訓練面での国際技術協力を広く推進するとともに、雇用開発、労働安全衛生分野等においても技術協力を推進していく。また、先進工業諸国との間では、技術革新の労働に及ぼす影響等各国が共通して直面しつつある労働問題に関し、共同研究等を通じた国際協力を促進する。さらに、労使関係者の交流の拡大を通じ、相互理解を促進する。

2 物価の安定

(1) 施策の基本方向

物価の安定は、国民生活安定の基本要件であり、均衡のとれた経済発展の基礎である。このため、経済の中程度の成長への移行や高齢化の進展など経済社会の変化が多面的に進む中で、諸般の物価政策を講ずることにより、物価の安定に努める。

近年、物価は安定傾向を続けているが、今後の物価をとりまく環境をみると、海外一次産品価格や為替レートの動向、公債の大量発行やサービス経済化の一層の進展の行方

など不透明な要因が多く、不断の注意が必要である。

こうしたことから、物価の安定傾向を維持し国民生活の安定と向上等を図っていくため、物価動向等を常に十分注視しつつ、適切かつ機動的な総需要管理政策を推進する一方、市場の競争条件の整備に努めるとともに、低生産性部門の生産性向上を促進しつつ経済全体の生産性の向上を図る。

また、公共料金について厳正に取り扱うとともに、国民生活と密接な関連を有する個別物資の安定的供給の確保等のきめの細かい物価政策を推進する。

なお、為替レートの変動が物価に与える影響も大きいいため、その安定に努める。

(2) 具体的施策

1) 総需要管理政策の適切な運営

物価の安定のためには、市場における需給の均衡を図るとともに、通貨供給量の適切な管理に努めることが重要であり、このため、今後とも内外の需給動向、物価動向等を十分注視しつつ、財政金融両面にわたる適切かつ機動的な総需要管理政策を推進する。この際、世界経済の相互依存関係が一層強まっていることから、世界各国の経済政策との協調等にも十分配慮する。

また、公債についてみると、今後とも当分の間相当程度の発行が続くものと予想され、公債の大量発行が、通貨供給量の過大な増加を通じ物価の上昇を引き起こすおそれもあるため、物価安定の観点からも、財政の改革を進めるとともに、公債の適切な管理を行う。

2) 競争の促進

公正かつ自由な競争の維持・促進は、それ自体が物価の安定に資するとともに、経済の活力を維持し、資源の適正な配分を通じて効率性を高め、生産性の向上を促す。今後は、経済社会の変化が多重的に進む中で、民間活力の発揮による経済全体の効率化等がより一層求められており、市場における競争の維持・促進が従来にも増して重要な課題となる。

すなわち、独占禁止法の適正な運用を基本とする競争政策を今後とも積極的に推進し、競争制限的行為の排除・寡占産業における価格動向等についての調査・監視等に努める。サービス経済化の進展等が見込まれる中で、流通業、サービス業等非製造業部門についても、積極的に競争条件の整備に努める。

また、公的な各種規制制度や独占禁止法適用除外カルテルについては、社会的、経済的諸情勢の変化などに応じて、競争政策の見地からも見直しを進める。

なお、今後増大が予想される産業調整や企業間の利害調整に当たっては、極力競争が阻害されることのないよう留意する。

さらに、市場の国際化の進展は、供給に厚みを増し、競争を促進するという面から

みて物価の安定に寄与する。このため、国内経済への影響をも勘案しつつ、より一層の市場開放に努める。

3) 生産性の向上

経済全体の生産性の向上は、中長期的な物価の安定と国民生活の向上の基本的要件である。したがって、適度な成長を維持するとともに、経済全体の効率化、生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図る。

さらに、物価の安定という見地からみると、概して生産性の上昇が相対的に小さい農業や流通業、対個人サービス業等での生産性の向上が重要である。このため、農業においては構造政策の推進による体質の強化、流通業、対個人サービス業等においては近代化・高度化の促進などの諸施策を適切に実施することにより生産性の向上を促進する。

4) 個別物資の安定的供給

物価の安定には、需要に応じた供給の安定的確保が不可欠である。特に、食料品などの生活必需物資については、国民の日常生活の安定に直接つながるものであることから、生産、流通の合理化等を図りつつ、その供給と価格の安定に努める。

また、石油や小麦など海外依存度の高い物資については、輸入の安定的確保に努めるとともに、備蓄等に努める。

以上の施策を講ずるに当たっては、経済性等にも十分配慮してこれを行う。

5) 公共料金の厳正な取扱い

公共料金については、受益者負担を基本とし、徹底した能率的経営を前提とする適正なコストに見合った料金であることを原則とする。

料金の改定に当たっては、この原則に基づき、物価や国民生活に及ぼす影響を十分考慮して、厳正に対処する。また、改定内容について国民の理解が得られるよう努める。

公共料金に関連する企業体については合理化を一層促進し、赤字企業体についても徹底した経営合理化を進めることを基本としつつ、その再建に努める。

6) 需給動向の調査・監視等

便乗的な値上げを抑制するとともに、域動的な物価安定政策を講じるため、市場における需給・価格動向の調査・監視に努める。また、消費者に対する情報の提供と啓発を通じて消費者の合理的な行動を促す。

7) 物価高騰への対応

物価高騰に対しては、市場メカニズムの活用を基本とする諸施策により物価の安定

を図っていくことが重要であるが、緊急の事態においては、必要に応じ「国民生活安定緊急措置法」等の運用によって壊動的に対処する。

〔2〕行政の改革と財政の改革、金融の対応

1 行政改革の推進

（1）基本的考え方

行政改革の基本目標は、新たな経済社会情勢の進展に即応して、これまでの行政の守備範囲の見直しを行うことによって民間の活力を引き出し、国、地方を通じ公的部門と民間部門との新しい関係を創り出し、21世紀へ向け経済社会の成熟化への対応を進め、国際社会により一層貢献しうる我が国を構築することにある。その際の基本的原則は民間と政府の協調であり、民間の主体的な活動の尊重である。

（2）行政の果たすべき役割の見直し

このため、臨時行政調査会の行政改革に関する答申を最大限に尊重しつつ、民間活動への関与、個別的助成や介入、官民の役割分担、受益と負担の適正なあり方等行政の制度、施策の全般について、経済社会情勢の変化に即応して幅広く見直すとともに、機構、定員、事務・事業等の全般にわたり、国、地方を通ずる行政の簡素化、効率化を着実に推進する。

国の行政組織については、総合調整機能の強化、内部部局、附属機関、地方支分部局の整理、再編合理化を進めるとともに、行政組織の自律機能の強化を推進する。

国家公務員の定員については、第6次定員削減計画を着実に実施するほか、組織の整理再編、事務・事業の合理化等を積極的に推進することによってその一層の縮減を図る。

補助金等については、公的部門の分野に属する施策のあり方及び国と地方との間の費用負担のあり方を見直しという観点に立ち、徹底した整理合理化を推進する。

このため、すべての補助金等について個別に見直し、整理合理化を行うほか、統合・メニュー化、終期の設定等の一般的方策を推進することにより補助金等の総額の厳しい抑制を図る。

許認可等の制度については、国民負担の軽減、行政事務の簡素合理化、民間の活力の発揮と自由な活動の助長等に配慮しつつ、既存の許認可等の整理合理化を推進する。

（3）国と地方公共団体との機能分担の再検討

行政が、全体として総合的・効率的に行われるためには、地方自治の原則と行政サービスの全国的統一性及び公平性確保との調和を図りつつ、国と地方公共団体が機能と責任を分かちながら相互に協力していくことが不可欠である。このため、国と地方の機能分担について、地域性、効率性、総合性という基本的視点に立って再検討を行い、事務

の再配分を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与及び地方公共団体の組織等に関する必置規制についての見直しを行い、整理合理化を積極的に進める。機関委任事務についてはその整理合理化を実施するとともに、機関委任事務等のあり方の見直しを行う。

地方公共団体においても、事務・事業の合理化、組織機構の見直し、定員管理の適正化、給与の適正化等による減量化、効率化を積極的に推進することが必要である。

(4) 公社、特殊法人等の合理化

国鉄、電々、専売の三公社については、経営形態の改革、適切な競争条件の設定等の改革方策を推進する。特に、日本国有鉄道については、臨時行政調査会の行政改革に関する答申に沿って、事業再建の全体構想を設定しその実現を回る。

現業等の政府直営事業については、民業との調和を図りつつ官業としての適切な役割を果たすことを基本とし、官業に伴いがちな非効率を避け、民間活力を活用すること等により徹底して事業運営を合理化・効率化する。

特殊法人等についても、行政の減量化と官民の事業分野の調整という観点から徹底した見直しを行い、経営形態の変更、事業の廃止・縮小・限定等を推進する。また、政府資金等への依存から脱却し、経営の自立化に努めるとともに、経営の活性化を図るための方策の確立に努める。

2 財政の改革

(1) 基本的考え方

現在財政は著しい構造的不均衡状態にあり、このため、財政の対応力が損なわれ、財政の景気調整機能が当面十分に発揮できない状況にあるほか、このような財政状況の悪化は、国民生活に必要な公共サービスの確保という財政本来の機能に重大な支障をきたすおそれをもたらしている。また、このまま大量の公債発行が続くことになれば、今後の経済動向如何によっては民間部門への資金供給を阻害するおそれがあり、さらに、かかる事態を回避しようとするれば、通貨供給量が過大となって経済にインフレ要因を持ち込むことにもなりかねない。さらに、今後急速に到来する高齢社会や変動する経済社会の要請に財政が積極的に的確な対応をしていく能力を失わせるおそれがある。

したがって、今後、国、地方を通じ、歳出・歳入構造の徹底した見直し・合理化に努め、我が国財政の健全性・弾力性を確保し、今後予想される経済社会の変動に弾力的に対処し、経済の活性化に貢献し得る新しい時代の財政を構築する財政改革の努力が要請される。

(2) 財政体質の改善

まず歳出面においては、現下の諸情勢と将来への展望を踏まえ、公と私、家庭、職場、

地域等の役割分担を徹底的に見直すことにより、これまでは財政支出が適当とされてきた施策についても、今日の情勢の下でなお財政が関与すべきかどうかという行財政の守備範囲の洗い直し、並びに受益と負担両面にわたる再検討等を一層厳しく行うとともに、後年度負担についてもこれを極力抑制する。

このため、国の予算編成に当たっては、今後とも厳しい概算要求枠を設定するとともに、国、地方を通じ臨時行政調査会の答申において指摘された各種施策についての改革方策の実現を図る。

このような観点から、展望と指針のねらいとしている、平和で安定的な国際経済社会の発展への貢献、活力ある経済社会の形成、安心して豊かな国民生活の形成のための諸政策を厳しい財政の制約の下で、いかに効率的かつ合理的に行っていくかについての厳しい選択が必要である。

このような努力を背景として、歳入面においても、経済社会構造の変化に即して、行政サービスの範囲、水準と負担のあり方を見直すという観点から歳入構造の合理化、適正化に努める。即ち、各種公共サービスの確保は、国民の負担により裏付けられるものであるとの基本的考え方の下に、税負担の公平確保の観点を踏まえ、税負担及び税体系のあり方について幅広く検討する。

なお、税外収入について、幅広く増収策を検討し、その確保に努める。

また、受益者又は原因者が特定される各種の公共サービスの対価に関し、資源の浪費を防ぎ、また財政の効率性を高める観点、あるいは受益又は原因に応じて負担の公平を図る観点から、受益又は原因と負担の関係を明らかにし、負担金、料金、価格等の決定に際しては応益負担及び原因者負担の原則を一層徹底する。

以上の見直しに当たっては、国と地方との間の役割分担と費用負担等のあり方についても幅広く検討するとともに、地方財政については、国及び地方を通ずる行財政の減量化、受益と負担の明確化及び地方公共団体の自主性・自律性の強化の観点からそのあり方を検討する。

このような努力の積み重ねによって、対象期間中に特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努め、財政の対応力の回復を図る。

また、地方財政については、交付税特別会計における借入金依存からの脱却と地方債依存度の引下げに努め、収支の均衡を回復するよう、その健全化を推進する。

(3) 公債の適切な管理

国債残高が既に 100 兆円を超え、地方債の発行残高も相当額に達しているが、さらにこのような公債の大量発行が続けば長期金利の高止まりの一因となり民間投資活動を抑制することとなるおそれがあることに加え、昭和 60 年度から昭和 50 年度以降発行された巨額の国債等の借換え・償還が本格化することを勘案すれば、公債発行額自体の圧縮の努力と合わせ、公債の円滑な消化のための一層適切な公債管理が必要である。

このため、引き続き公債の種類、発行方式の多様化、個人消化の促進、流通市場の拡大、安定化に努めるほか、発行条件の決定に際しても流通市場の実勢にできるだけ配慮していく。

なお、昭和 60 年代の特例公債を含む公債の大量償還に要する財源の確保については、基本的には歳出の抑制、歳入の確保又は借換債の発行ということも含めての公債発行の手段によって行わざるを得ないが、その具体的な方策については、今後、財政改革を着実に進めていく過程で、国民的合意を得つつ、検討を進める。

3 大王の公債発行下における金融の対応

(1) 基本的考え方

我が国の経済成長率の鈍化に伴うマネーフローの変化、昭和 50 年度以降の公債大量発行に伴う公社債市場の拡大、短期金融市場の拡大、個人・法人の金利選好の高まり、金融の国際化等を背景として、これまで自由な金利機能の活用を進める方向での金融の自由化の領域が拡大してきている。

今後、経済・金融の国際化の一層の進展が予想されることに加え、大量の公債の本格的な借換え・償還の開始、それに伴う期近債や借換債の増大、企業、家計における金利選好の高まり等金融の自由化を促進するインセンティブはさらに強まることが見込まれるほか、金融における機械化の進展が自由化の動きに側面から影響を与える可能性もあり、引き続き、金融市場、金融取引等金融のあらゆる分野で、自由化が漸次進展していくものと考えられる。

(2) 金融の自由化の推進

経済・金融の国際化の進展、国債の大量発行の持続等から生ずる金利の自由化・弾力化の要請は避けて通れぬ課題であり、また、金利の自由化が漸次進展する過程で、金融全体の効率化を図り、国民の金融に対するニーズの多様化に対応していくためには、金融取引等の面においても規制を弾力化していくことが基本的には望ましい方向である。

さらに、金融政策の有効性を確保し、経済の安定的発展に資する上からも、金融の自由化を推進し、競争原理を通ずる金利機能の一層の活用を図ることが重要である。

他面、金融の自由化が様々なかたちで实体经济に与える影響等を十分見極めるとともに、信用秩序の維持や既存の金融制度・金融慣行等との調和にも配慮する必要がある。

このような配慮の下に、我が国経済・金融構造や金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融面でもこれにふさわしい適切な体制を漸進的に整えることとし、基本的には金融の自由化に前向きな取組みを図る。

(3) 金融政策のあり方

金融政策の遂行に当たっては、近年における経済の安定成長への移行、金融の国際化

の進展等を背景に、金利機能の活用を進めつつ、通貨価値の安定を基本としなくてはならない。このため今後ともマネーフローの変化を踏まえつつ金利とともに通貨量を重視した金融政策を機動的に発動していく必要がある。

他面、公債の大量発行の持続やその残高の累増は、今後の経済動向如何によっては民間資金需要のクラウド・アウトあるいは通貨供給量の総枠を拡大させようとする圧力を惹起しやすい点に顧みれば、財政の大幅な赤字をすみやかに縮小していくことが金融政策の適切な運営を図るとともにその有効な機能を確保するためにも必要な条件であると考えられる。

このように徹底した行財政改革の推進は、その成果である財政赤字の縮小を通じて、金融面から、民間経済活動の活性化に資する効果を持つものであり、公的部門の合理化、効率化による民間活力の増大と相まって、将来の活力ある我が国経済社会の基礎づくりに貢献するものである。

なお、政策金融については、民間資金の活用、民間金融では円滑な資金供給が行われにくい分野に対する効率的な資金配分といった観点から検討を進める。

〔3〕国際経済社会の発展への貢献

1980年代の世界経済は、多極化への動きが続く中で、安定的秩序を模索していくことになるが、世界経済に占める地位が極めて高くなった我が国は、国際経済社会の発展に積極的に貢献する責務を持っている。このような観点から、今後講ずべき対外経済政策の基本方向は下記のとおりであるが、その遂行に当たっては、これらの諸施策が相互に密接に関連していること、その多くが我が国のみでの努力によっては実効を期しがたいこと、我が国の国内経済運営が大きな対外的意義を持つに至っていること、国際環境には流動的で不確定な要因も多いこと等にかんがみ、各施策間の相互調整に留意することはもとより、各国との政策協調を一層密にするとともに、国内政策との緊密な連携の下に機動的に実施していく必要がある。

1 世界経済秩序の再構築への貢献

国際経済社会の発展のためには、自由貿易体制の堅持、国際通貨制度の安定、国際的ファイナンスの円滑化が極めて重要である。我が国としては、貿易、国際金融等の相互間の関係を勘案し、これらに関連する国際機関の機能及び連携の強化を図るとともに、南北対話を含めた国際的な協議の推進に積極的に貢献する等、国際協力の下に、世界経済の多極化を背景として70年代以降動揺が続いている世界経済秩序の再構築に、次のような施策を通じて貢献していく。

自由貿易体制の維持・強化のため、GATT 閣僚会議の閣僚宣言を最大限に尊重しつつ、GATT の機能強化や運営面における協調のために、積極的な役割を果たす。このため、現

在交渉中のセーフガードについて参加国間の包括的合意の形成に積極的に貢献するとともに、新しい交渉ラウンドへ向けての協議に協力する。今後重要性を増すサービス貿易については、通商ルールづくりに積極的に協力する。

また、国際通貨制度の安定的運営のため、主要通貨国の協調介入を含む政策協調、サーベイランスを含む IMF の機能の充実を図る必要があり、これに積極的に協力する。国際的ファイナンスの円滑化のため、国際金融機関を強化する等の国際協調に貢献する。

主要国首脳会議、OECD 等の国際的な協議の場を通じ、世界経済秩序の再構築や経済運営に関する国際的政策協調に積極的な役割を果たす。

2 内需中心の成長等による国際的に調和のとれた対外均衡の達成

世界経済が多くの困難を抱える中で、各国の保護貿易主義的圧力は強く、貿易収支の黒字を続ける我が国に対して貿易不均衡の是正を求める声も高まっている。

このような状況を踏まえ、我が国としては、保護貿易主義の台頭を防止し、貿易の拡大均衡を通じて世界経済の発展に貢献するとの観点に立って、適切な経済運営を行い、内需を中心とした適度な経済成長の実現を図るとともに、市場開放、輸入促進、産業協力、経済協力等の積極的推進、我が国金融・資本市場の国際的役割の増大に対応した資本交流の促進を図る。

我が国の今後の対外均衡については、このような諸施策の適切かつ機動的な実施と為替レートの調整機能の活用とを通じて、世界の国際収支構造の変化など国際経済情勢を十分勘案しつつ、経常収支、基礎収支など我が国の国際収支の各項目の動向を注視しながら、国際的に調和のとれた姿を達成していく。

3 世界経済活性化への貢献

(1) 貿易の拡大均衡と貿易構造の高度化等

自由貿易体制を堅持し、保護貿易主義の台頭を防止するため、我が国は率先して市場開放に努め、製品輸入の拡大を図るとともに、貿易摩擦なき輸出の確保に努めることによって、貿易の拡大均衡を図る必要がある。

このような観点に立って、我が国市場の一層の開放を図るため、東京ラウンド合意の円滑な達成を図るなど、各国と協力しつつ、関税及び非関税障壁の軽減又は撤廃に努める、市場開放問題苦情処理推進本部(O.T.O.)の活動をさらに充実させるとともに、規格・基準の国際化の推進、その作成過程の透明性の確保等輸入検査手続等についての一層の改善を図る、サービス貿易に関する規制の緩和を行う、農産物については、生産性の向上を図るとともに、関係国との友好関係に留意しつつ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている国内農業の健全な発展と調和のとれた形での市場開放に努める。

製品輸入の一層の拡大を図るため、流通機構、商慣行等我が国の市場特性に対する

諸外国の理解の増進、ジェットロ等による輸入商品に対する適切な情報の提供、国民の輸入品を歓迎する意識を高揚するための努力、等を行う。

また、産業構造の高度化を通じて貿易構造を高度化し、国際協調の下で、長期的な視点に立って調和ある水平的国際分業関係の形成を促進する。このため、市場メカニズムの活用を基本としつつ、創造的自主技術開発政策の推進及び輸銀資金・輸出保険制度の活用によるプラント・技術輸出、海外建設の円滑な推進等により、輸出構造の高度化、高付加価値化を図るとともに、積極的産業調整の推進、産業の省資源・省エネルギー化を通じて製品輸入の拡大、原燃料輸入負担の軽減に努める、等の施策の促進を図る。

貿易摩擦の誘発を防止するとともに、経済社会安全を確保し、我が国の輸入の誘発効果を広範な地域に波及させるため、輸出市場・輸入相手国の多角化を図る。このため、今後とも、特惠関税を維持する等発展途上国貿易への配慮を行うとともに、東西貿易についても西側諸国との協調等に配慮して、その推進を図る。

以上の施策を円滑かつ効果的に実施し、諸外国との調和ある通商関係を維持するため、政治、経済、特定産業及び市場の動向についての国際的な情報の収集・提供、人的交流、文化交流の推進を図る。

(2) 地球的規模の諸問題への対応等

食料問題、エネルギー問題、環境問題等の地球的規模の諸問題への対応に、これまで国内で活用されてきた技術、人的資源等を活用する。また、高い潜在力を有する近隣の太平洋地域をはじめ各国の経済発展に対し、民間活動を中心として協力することを通じて世界経済の活性化に貢献する。

(3) 産業協力及び直接投資等の積極的推進

我が国民間企業の活力を資本、技術移転を通じて世界経済の活性化に役立たせるとともに、調和ある国際分業関係の形成に資するため、投資交流、技術交流、第三国市場協力などによる産業協力及び直接投資を積極的に推進する。このため、政府及び民間ベースで、諸外国との意見交換を活発化するとともに、内外への情報提供体制の強化を図る。特に、対内・対外直接投資を積極的に推進するため、投資保護協定締結の推進、海外投資保険制度、金融上の支援の活用等を行うことにより、広範な投資環境の整備を行う。また、先端技術の共同開発を含む技術交流を推進するとともに、科学技術に関する先進国間の研究協力にも積極的に対応する。

(4) 国際金融面での協力

円の対外価値を国際的に調和のとれた水準で安定させるため、我が国の基礎的な経済条件を良好に保つとともに、変動相場制の安定的運営のための協調介入を含む国際協力に貢献する。

我が国経済の地位の向上と金融・資本市場の国際化の進展にかんがみ、準備通貨としてのみならず取引・決済通貨としてバランスのとれた円の国際化の進展に留意しつつ、我が国金融・資本市場の国際的役割のより一層の増大を図る。金利の自由化、弾力化等を引き続き進めることによって我が国金融・資本市場の発展を図ることは、その国際的役割のより一層の増大に寄与するものである。

また、現下の債務累積問題への対処を含め、国際金融の円滑化のため、IMFの増資をはじめとする国際金融機関の機能拡充を推進するとともに、各国政府、中央銀行、国際金融機関、民間金融機関の国際協力の強化等に貢献する。

4 経済協力の拡充

発展途上国の抱える多くの困難、我が国と発展途上国との相互依存関係を背景に、発展途上国の経済社会開発への自助努力を支援する経済協力の重要性は一段と高まっている。対外政策の柱としての積極的な経済協力を通じて南北問題の解決、世界経済の調和ある発展、世界の平和と安定への貢献に努めることは、国際的地位が近年極めて高まっている我が国の責務であり、また我が国の安定的発展の基礎でもある。

経済協力の推進に際しては、我が国と発展途上国の国民の相互理解を回り、相手国の人造りに協力することを基本としつつ、政府開発援助の積極的拡充、民間活力を生かした貿易・投資等の協力により総合的に推進する。また、相手国の経済社会の実態を踏まえ、その経済開発を効果的に促す等により、これまで以上に効率的な推進に努める。

(1) 政府開発援助の積極的拡充と質的改善

〔1〕経済協力の中核をなす政府開発援助については、中期目標（56年～60年）を設定して、その達成に努めてきている。今後においても、我が国の国際的責務と過去の実演等を踏まえ、その積極的拡充に努力する。政府開発援助の対GNP比率の国際目標（0.7%）については、引き続きその達成に努め、当面、これを速やかに先進国水準まで高めることを目指す。

〔2〕援助条件については、グラント・エレメントの国際目標（86%）を目指し引き続き努力する。また、アンタイド化を基本原則として、内外にわたる諸般の事情を考慮しつつ、その着実な実行に努める。

〔3〕政府開発援助の拡大に当たっては、予算の拡充、援助約束の拡大、実施手続きの迅速化等拡大のための総合的な努力を行うとともに、専門的能力を備えた人材の養成、確保を行う。

なお、国際機関を通ずる協力については、その専門的能力、経験を活用した効率的な援助が期待できることから、今後とも二国間援助とのバランスを図りつつ重視する。

(2) 総合的、効率的な経済協力の推進

〔1〕我が国の経済協力は近年急増しており、今後厳しい財政事情の下で、国民の理解を得つつその拡大を図るため、真に発展途上国の経済社会開発に資するよう、より総合的、効率的に実施する。

〔2〕各発展途上国の経済社会の状況・基本構造及び個々の事情を踏まえ、社会的・文化的背景を考慮しつつ、その自律的経済発展過程への円滑な移行を効果的に促進するよう経済協力を重点的に実施する。

発展途上国の経済発展過程は、各々の特殊事情があり類型化は容易ではないが、農業等の安定的成長を背景に、基本的には在来製品の生産、軽工業品の輸入代替・輸出の増加、重化学工業の発展という一般的方向がみられ、経済発展段階別にみて以下の4つの局面に分類することができる。

第1局面（在来一次産品が生産、輸出の大半を占める局面）

近代国家にふさわしい諸制度の導入、経済の根幹をなす農林漁業・鉱業の振興、人生活の基本的要請（Basic Human Needs；BHN）の充足、近代産業の育成を支援するため、交通・通信施設等の基盤整備、社会的能力向上のための教育の普及・充実等の分野への経済協力を重視する。

第2局面（軽工業品の輸入代替が進行する局面）

労働集約的な初期工業化を支える教育・技術の充実、交通・通信やエネルギーの基盤整備を図るため、これら分野への経済協力を重視するとともに、在来産業を引き続き振興しつつ、外貨収入の増大を促す。

第3局面（軽工業品が輸出全体の中の割合を高める局面）

軽工業の生産性向上、国際競争力強化を図るため、これらの分野への経済協力を重視し、併せてエネルギー基盤整備、後進地域の農業開発、過密都市の交通基盤整備等の分野も重視する。その際、民間協力を適切に位置づけるとともに、先進国の市場開放、産業調整等を推進する。

第4局面（重化学工業品の輸入代替や輸出が増大する局面）

重化学工業・技術集約的工業の振興のため民間の自主性や活力を重視した資金、技術両面の協力を行う。それとともに、地域・産業間の格差の是正を図るため、社会資本等の整備を推進する。

〔3〕経済協力を国別に実施する際、経済発展段階別の局面による経済協力の基本的方向を考慮しつつ、各発展途上国における経済社会の特質、当該国と我が国との関係等を総合的にとらえ、柔軟性をもつて行う。

土地、自然資源に恵まれている国では、これを活用した農林漁業・鉱業やそれらの一次加工産業による経済社会開発が可能であり、このために必要な分野への経済協力を重視する。他方、自然資源に恵まれず工業化を進めていくことなしには経済発展が困難な国については、この点に配慮し、また、国内市場の小さな国では、輸出市場を目指した産業開発が必要な場合が多く、経済協力を行うに当たっては、この点も十分考慮する。

- 〔4〕経済協力の効率性を高めるため、プロジェクトの生成から完成、管理に至る各段階の問題把握を行うとともに、当該プロジェクトが関連経済部門、マクロ経済に与える波及効果の分析を含む総合的な援助評価を行う。
- 〔5〕発展途上国との政策対話を積極的に進め、相手国の適切な開発政策、我が国の的確な協力方策を見出す。また、要請主義を原則としつつ優良案件の発掘を積極的に行うとともに、経済・地域開発計画に関する技術協力やコンサルティング企業の育成強化を推進する。
- 〔6〕効率的な経済協力を実施するため、関係省庁の協議による運営の一層の円滑化を図り、実施機関の一層の充実、活用を図る。
- 〔7〕地理的、歴史的、経済的に密接なアジア諸国に対する経済協力を引き続き積極的に進めるとともに、自由世界第2位の経済力を有する我が国としては、先進工業国及び西側の一員としての立場に立ち、今後ともアジア以外の諸国に対する経済協力も積極的に推進する。
- 〔8〕政府開発援助、貿易、投融資、技術移転等を総合的な見地から整合性のとれたものとして推進する。

資金協力については、官民間の適切な分担・補完を図り、初期的発展局面の国については政府開発援助を中心とし、発展局面が進むに伴い、その他政府資金、民間資金をより重視する。

技術協力については、発展途上国の多様な需要に的確に対応するとともに、政府・政府関係機関、民間による技術協力及び資金協力との間の有機的連携を確保しつつ、国内体制の整備を図りながら積極的に拡充・強化する。

貿易については、積極的産業調整、市場開放等により拡大均衡を図り、発展途上国からの輸入を拡大し、産業開発を促進する。

直接投資、大規模経済協力プロジェクト等の民間を中心とする協力については、諸般の事情を勘案しつつ積極的にこれを推進し、資本と技術の一体的移転を通じて相手国の経済開発、貿易拡大に協力するとともに、我が国産業構造の円滑な転換、資源の確保等に資する。

このように、多面にわたる経済協力を進めていくに当たっては、政府が積極的にその役割を果たすと同時に、民間の活力を生かす。

5 国際化に対応した粥かれた経済社会の形成

我が国が国際社会の中で、その地位にふさわしい積極的役割を果たしていくためには、経済の領域のみにとどまらず、広く社会的にも国際化への対応が必要である。

我が国は、地理的、歴史的な背景から同質性の高い社会であり、国際化には多くの困難や摩擦を伴いがちであるが、その点にも十分配慮しながら、国際的な相互理解の増進に努め、我が国社会、組織の優れた面を活かしつつ、国際化に対応しうる開かれた経済社会の

形成を図る。

このため、長期的な視点に立って、学界、産業界における人材の相互交流、国際観光交流等を含め、政府・民間、中央・各地域の多様なレベルでの国際交流・人的交流をさらに促進するとともに、海外広報活動の強化、国際性豊かな人材の育成の推進等を通じ国際化時代にふさわしい国内の環境整備について地道な努力を払っていく。

〔４〕活力ある経済社会の建設

1 創造的技術開発の推進

（１）施策の基本方向

科学技術の進歩は技術革新を促し、産業構造、国民生活を変化させていくとともに、設備投資の拡大等を通じて我が国経済の活性化に大きく寄与する。我が国の技術水準は現在、かなりの分野において世界のトップクラスになっており、今後とも産業技術の開発推進、社会基盤整備のための技術開発の推進を行うとともに、その優れた技術を海外に移転し国際的貢献を図る。これと並行してこれら技術開発の基盤となる基礎的研究の深化を図ることにより、調和のとれた科学技術立国を目指す。特に、今後我が国経済社会が知識集約化、情報化、サービス化の方向へ進展していくことから、これに応じた適切な技術の開発、導入を図ることにより我が国の産業及び国民生活の高度化を図っていく。

また近年、技術開発の結果は産業面ばかりでなく、国民生活、国際面などに大きな影響を与えるようになっており、科学技術政策の方向を決定するに当たっては、総合的観点からの検討が従前にも増して必要となってきた。即ち、技術の開発、導入が経済社会、国民生活等に与える総合的な影響を十分考慮することとし、人間社会と科学技術の調和に十分配慮する。

以上の技術開発を進めていくため、今後とも必要な研究開発費の確保に努める。

（２）具体的施策

1) 技術開発基盤の充実

科学技術の振興と民間企業を中心とした産業技術の健全な発展を図るため、国としても技術開発の環境基盤を整備し、その促進と調和を図ることが必要である。このため、科学技術関連の情報、統計、規格の整備に努めるとともに材料の物性等基礎分野の研究開発を推進し、技術基盤の充実を図る。また、民間企業と国公立研究機関、大学等の組織の壁を超えて研究者の英知を結集し、その協力と相互の啓発を通じて研究機関の活性化に努める。

2) 人材の育成

自主技術開発力の強化のためには創造性のある人材を多く必要とするとともに、技術が高度化し社会生活に大きな影響を与えることから、今後の技術開発には総合性に富む人材が必要とされる。このため、技術者の育成に当たっても、創造性や総合性を啓発するための研究環境の整備等を図り、優れた人材の養成に努める。

また、年少の頃から科学技術や、その産業への応用例に接する機会を多くするとともに、情報化、国際化の進展に応じて、教育内容、方法を柔軟に改善・充実させる。

3) 基盤的・先端的技術開発の推進

民間の競争を通じた活力の発揮を基盤とし、産学官の連携の下にエレクトロニクスをはじめとした創造的技術開発の推進に努める。特に、今後我が国経済社会の知識集約化、情報化が進展していくことから、技術についてもソフト分野のレベルアップに努める。また、創造的な科学技術のシーズを探索し育成するとともに、新材料、バイオテクノロジー、宇宙・海洋等次世代の技術革新を担う基盤技術及び先端的技術の開発を推進する。これらの技術開発についてはリスク、資金の大規模性、リードタイム等から民間のみでは対応が困難な場合もあり、国としても所要の対策を講ずるとともに、その推進に当たっては、技術分野間の連携を密接にし、総合的・効率的な推進を図る。

4) 技術開発を通じた産業の活性化

技術開発は、今後我が国経済が健全な発展を図っていく上での基礎となるものであり、産業においても技術開発及び開発成果を設備投資等に活用することにより、その活性化を引き続き図っていく必要がある。このため民間の自主的研究開発に対する政策的支援措置の活用を目的、効果等十分に評価しつつ機動的に進める。

また、技術が高度化、複雑化してくるため、産業間の連携を密接にするとともに、共通基盤技術の開発を促進する。

5) 社会関連技術の振興

ゆとりのある快適な国民生活に資するため、情報・通信、医療・福祉、住宅、交通、環境保全、防災等の国民生活と密接に関連するいわゆる社会関連技術を積極的に振興する。また、技術開発が国民生活に与える影響について、総合的な観点からの技術評価を強化する。

社会関連技術については、その潜在需要は大きいと考えられることから、産業化を促進し民間の活力を生かしつつ振興する。

6) 国際協力の推進

我が国は厳しい国際環境の中で、平常からの各国との協調、相互依存関係の強化を

図るため、世界経済の拡大への寄与、あるいは発展途上国への経済、社会開発協力などにおいて技術力を有効に働かすよう努める。即ち、先端分野の技術開発に力を注ぐとともに、これらの開発は益々巨大化、複雑化していることから相互依存の必要性は増大すると考えられ、必要に応じ先進国間の協力の下に推進し、世界の技術進歩に貢献する。また発展途上国に対しては、技術協力を経済援助の中で一層大きく位置づけ、現地の事情を考慮して先端技術も含めた技術協力を行うとともに、総合的かつ長期的展望に立った研究協力を推進する。

2 産業構造の高度化

(1) 施策の基本方向

産業構造の高度化は、適切な経済運営による適度な経済成長の下で、民間企業の自発的な対応を前提としつつ、市場を通じた競争によって実現されることが基本である。このためには、我が国企業はその有する経営上の特質を活かしつつ、国際化、情報化、サービス化の進展等の変化に応じた新たな対応が求められよう。また、企業がその活力を維持・高揚させるとともに、我が国が内需を中心とした適度な経済成長を実現していくためにも、技術革新投資や更新投資等活発な設備投資を実施していくことが必要である。さらに、民間企業がその持てる活力をできるだけ広い分野に十分発揮することができるよう、社会経済情勢等の変化に適合して、規制の見直しを進める必要もあろう。

一方、単に市場機構に任せておいたのでは望ましい産業構造の構築が円滑に行われない場合等においては、市場機構の活用を図りつつ、適切な政策的対応が必要である。このため、産業構造政策、産業組織政策をはじめ、資源・エネルギー政策、技術政策、中小企業政策、地域振興政策、通商政策、雇用政策等の広範かつ多岐にわたる関連政策相互の有機的連携、整合性の確保に努めつつ、機動的な産業政策の展開を図る。

(2) 具体的施策

1) 産業構造の創造的知識集約化

我が国産業構造の創造的知識集約化は、我が国経済の発展のみならず、貿易構造の高度化等を通じて、世界経済の活性化にも貢献する。創造的知識集約化を進めるに当たっては、技術革新に負うところが極めて大きいことから、技術先端産業発展基盤の整備を図ることが必要であり、このためには、企業においても、その有する人材、技術、情報等のソフトな経営資源の一層の充実が必要とされよう。

また、今後予想される高度情報社会に向けて環境条件の整備を図ることも必要である。

さらに、構造的に因薄な状況に直面している一部の基礎素材産業については、開放経済体制の下で縮小と活性化を軸とした構造改善を実施するとともに、新たな活動領域への展開を図ることにより、その活性化を図る。

a 創造的知識集約化の推進

創造的知識集約化を進めるに当たっては、中長期的に、以下のような技術先端産業の発展が見込まれていることから、その発展基盤の整備等を進めるとともに、高度情報社会へ向けての基盤整備を図る必要がある。

(a) 技術先端産業の基盤整備

航空機・宇宙産業の健全な発展を図るため、民間航空機用ジェットエンジンの国際共同開発、ロケット・人工衛星及びその高度利用システムの開発及び航空機・宇宙機器用の新材料に係る基盤技術の研究開発を行う。

これと併せて、原子力発電の信頼性向上、核燃料サイクルの確立等のための研究開発の支援等、原子力産業の基盤整備のための諸施策の強化に努めるとともに、バイオインダストリー及びファインセラミックス産業について、技術開発を進める。

また、ソフトの比重が高いエンジニアリング産業等のシステム型産業分野においては、人材の育成、情報収集・マネージメント機能の高度化等を推進する。

(b) 高度情報社会へ向けての基盤整備

今後予想される社会の急速な情報化の進展に対し円滑な対応を図るため、第5世代コンピュータ等先進的技術基盤の整備、ソフトウェア関連技術開発等情報産業の基盤整備を行うとともに、CATV等のニューメディアの健全な発展・普及及び高度な情報通信システムの整備・拡充を回る。

これと併せて、総合的なコンピュータシステムの安全対策を講じ、情報社会の脆弱性を克服する。

b 基礎素材産業の活性化

構造的問題に直面しているアルミニウム製錬、石油化学等の基礎素材産業においては、過剰設備の処理、事業提携、活性化設備投資、新製品・新技術の積極的な開発等、縮小と活性化を軸とした構造改善を通じて積極的産業調整を行うとともに、ニューフロンティアへの進出等を通じ、新たな活動領域の創出に努める。

政府は、こうした企業・業界が自助努力を基本とし、雇用の安定等に配慮して実施する構造改善を円滑に行わしめ、基礎素材産業の新たな発展を促進するため、適切な政策対応を図る。

2) サービス経済化への対応

所得水準の上昇、国民意識の変化等を背景にして、国民のサービスに対する需要の増大がみられる。こうした中で情報化等が進展してきており、これらをも踏まえ、サービスの供給面からの適切な対応が求められている。

また、サービス産業内においても、新たな、しかも多様な業態の業種が成長してきており、このような動きに対応し、統計分類の見直しを含めて引き続き体系的な関連統計の整備を図ることが必要である。

a サービス供給の高度化促進

サービス経済化の進展は、国民の多様なニーズに対応するとともに、雇用の増大にも大きく寄与する。また、情報・通信サービス、専門サービス、リース等の対事業所サービスの発展は、我が国産業の知識集約化に資するものである。以上のような観点から、増大するニーズに適切に対応し、サービス供給の高度化を図るため、中長期的観点に立った人材の育成を図りつつ、以下の施策を講じる。

(a) 競争条件の整備

サービス産業について、サービスの性格等を考慮しつつ、価格規制、参入規制等の見直しを行い、市場開放の積極的な推進を図り、競争条件の整備を図る。

(b) 生産性とサービスの質の向上

サービス産業は、生産性の向上が図りにくい部分が多いが、新鋭機器の開発・導入、システム技術・ソフトウェアの開発、共同化を通じた機械化・システム化の促進及びデータ通信システムの高度利用を図るとともに、政策金融、信用補完制度等の活用を通じて必要とする設備資金を円滑に供給することにより、生産性及びサービスの質の向上を図る。

(c) 社会的サービス分野での民間部門の活用

教育・文化、保健・医療、福祉等の社会的サービスの分野については、国民のニーズが増大し、多様化しつつあることを踏まえ、官民の役割分担、費用負担のあり方を見直した上、政策金融の活用を図りつつ、民間部門による効率的かつ多様なサービスの供給を促進する。

b 流通政策

価格のみならず品質、サービス等の面において多様化する消費者のニーズを充足し、情報化、技術革新の進展等に的確に対応するため、流通部門の一層の効率化と機能の充実を図る必要がある。

こうした課題に対しては、基本的には市場における競争を通じ、業態展開の多様化等、企業の創意と工夫により対応すべきであるが、誘導もしくは市場機能の補完的施策との位置づけのもとに、以下の施策を推進する。

(a) 消費者ニーズに適応した流通機能の高度化の推進

消費者ニーズの一層の多様化に伴い、その迅速かつ正確な把握及び対応が重要となっている。このため、オンライン化やPOSシステムの普及等を推進するとともに商店街の再開発を図るなど、消費者ニーズに適応した流通機能の高度化のための基盤整備を行う。

また、流通業の中で、消費者に密着しており、街並み、伝統文化の形成にも大きな役割を果たすことが期待されている中小小売業については、環境変化に積極的に対応し、より良い地域社会の形成にも一層貢献できるよう近代化意欲の旺盛な中小小売業の振興を図る。

なお、流通の効率化と機能の高度化は、様々な業態の流通業の市場における競争を通じ、各々がその役割を果たすことによって実現されることが基本である。このためには、以上のような振興策のほか、大規模小売店舗等の出店により地域商業状況の急激な変化が生じる場合には、それを緩和するための調整策を引き続き講ずることにより、中小小売業者の経営基盤の充実を図り、競争を可能ならしめる前提条件の整備を図ることが必要である。このような振興策、調整策との有機的連携を図りつつ、長期的視点から競争環境の整備を進める。

(b) 物的流通の効率化の推進

輸送、保管等の物的流通に対するニーズは、小口化、多様化、高度化しており、宅配便、トランクルーム等の新しい業態が生まれている。こうしたニーズの変化に対応するためには、物的流通の効率化を推進する必要があり、企業自らの積極的な対応と併せて、高速貨物輸送網、物流施設の整備とともに、物流情報システム化の推進等のソフトの面での環境整備を図る。

3) 活力ある中小企業の育成

中小企業は、国民経済社会全体において大きな比重を占めており、我が国経済社会が今後も健全な発展を遂げていくためには、活力ある中小企業の育成が必須の条件となっている。

国際化の一層の進展、国民意識の変化とニーズの多様化、情報化・技術革新の進展等の内外環境条件の変化は、中小企業に対し厳しい対応を迫っているが、同時に、創造性、機動性を特色とする中小企業にとって新たな発展の可能性をも提供している。

中小企業が活力ある多数として発展するため、政策面においても中小企業の創意と活力を高めることを基本とし、重点的、効率的に以下の施策を推進する。

a 環境変化への対応のための施策

中小企業が内外環境条件の変化に積極的に対応できるよう、人材、技術、情報等ソフトな経営資源の一層の充実を図る。また、海外投資の円滑化等の国際化対策やエネルギー対策の推進を図るとともに、産業構造の創造的知識集約化等に重要な役割を果たすベンチャー・ビジネス育成のための基盤整備を行う。

さらに、引き続き中小企業の近代化・高度化施策を推進する。

b 経営基盤充実のための施策

中小企業の資金調達の円滑化のため、政策金融、信用補完制度の充実を図るとともに、自己資本充実を図るため、投資育成事業等を推進する。また、下請中小企業対策、倒産防止対策、組織化対策等の充実を図るとともに、取引の公正化に努める。さらに、中小企業の活力と適正な競争の維持を基本としつつ、中小企業の事業活動の機会が不当に侵されることのないよう、中小企業と大企業との間の事業活動調整のための各種法律の適切な運用を図る。

c 小規模企業対策

中小企業のうち大多数を占める小規模企業に対しては、経営基盤の強化と安定を図るため、経営改善普及事業の充実等実態に即したきめ細かい配慮を行う。

d 地域中小企業対策

地域経済の主要な担い手である中小企業の振興を図るため、産地中小企業、地場産業の振興を図るとともに、構造的な不況に陥っている産業への依存度が高い地域の中小企業の経営安定及び振興を図る等地域の実情に即した施策を推進する。また、地域中小企業の技術力向上のため、地域フロンティア技術開発事業等の総合的対策を講じる。

3 暮林水産業の体質強化と食料等の安定供給の確保

(1) 施策の基本方向

農林水産業は、食料等の安定供給や健全な地域社会の形成等の役割を果たすとともに、その産業活動を通じ、農用地、森林等の有する国土の保全と自然環境の維持培養等の機能を発揮させることにより、経済社会の発展や国民生活の安定に寄与してきた。

しかし、今後活力ある経済社会の建設を推進する上で、次のような厳しい課題を抱えており、新たな対応が求められている。

農業については、土地利用型部門を中心に、経営規模拡大の停滞、農業労働力の高齢化等から生産構造が脆弱化し、生産性の向上が立ち遅れている。また、農産物需要の伸び悩みの中で、米をはじめ多くの農産物の需給が緩和している反面、飼料穀物、大豆等はそのほとんどを海外に依存している。このため、世界の食料需給の長期的な不安定要因等も踏まえ、農業の体質を強化し、生産性の向上や需要の動向に応じた農業生産の再編成を図り、総合的な食料自給力の維持強化に努めることが重要となっている。

漁業については、200 海里体制の定着化の中で、コストの増大等による収益性の低下や労働力の高齢化等から生産体制が弱体化している。このため、水産業の体質を強化するとともに、良質のたんぱく質の安定供給を図ることが重要となっている。

食品産業については、食料消費のサービス依存傾向が強まる中で、役割が増大しており、その健全な発展を図ることが、健康的で豊かな食生活を維持増進する上で重要となっている。このため、良質で安全な食品を安定的に供給できるよう食品産業の体質を強化することが重要となっている。

林業については、木材需要の減退に伴う価格の低迷、生産基盤整備の遅れ、労働力の弱体化等により林業生産活動が停滞している。このため、需要の安定的拡大に努めつつ、海外森林資源の減少等による外材輸入の長期的不安定性を踏まえ、国内林業の体質を強化するとともに、木材の安定供給の確保を図ることが重要となっている。

さらに、経済社会や国民意識の変化に伴い、農用地、森林等緑資源の有する国土保全、資源の培養、環境の保全等の機能の高度な発揮が期待されている中で、農林業就業者の兼業化、高齢化等の進行により生産管理の粗放化等が進み、緑資源の機能が十全に発揮される基盤が損なわれつつある。このため、農林業の適正な生産管理活動を通じ、農用地、森林等緑資源の維持、培養に努めることが重要となっている。

以上の状況を踏まえ、今後の農林水産業政策を推進するに当たっては、産業として自立し得る農林水産業を確立するため、その体質強化を図ることを基本としつつ、特に次の点を重視し、各般の施策を効率的に推進する。

第1に、食料等の自給力の維持強化は、効率的な生産を進める中で実現するという観点に立って政策の展開を図る。このため、特に農業については、価格政策中心から農地の流動化の推進、生産基盤の整備等の構造政策に重点を移す。

第2に、施策の推進に当たっては、生産者の自主的努力と創意工夫を生かしつつ、地域における集団的な取組みを重視し、地域の活力の十全な発揮に努める。

第3に、経済社会の国際化の進展に伴い、国際経済社会への貢献に対する要請が強まるものとみられることから、国際協調という観点に立脚しつつ食料等をめぐる諸問題への適切な対応を図る。

(2) 具体的施策

1) 構造政策の推進と高生産性農業の実現

〔1〕構造政策については、農用地利用増進事業を中軸に据えて、農地の流動化と有効利用を促進し、中核農家の経営規模の拡大や生産組織の作業単位の拡大を進めることに重点をおく。この場合、農用地利用、農作業活動等の調整等を行う地域農業集団の活動等を通じ地域全体の合意形成に努め、この合意を基礎として、地域の実情に即した幅広い形態により中核農家等への農地の面的な利用集積を図る。

〔2〕中核農家や高能率な生産組織の育成を進めるとともに農業後継者等に対する研修、教育、技術指導等に努め、農業の担い手の育成確保を図る。さらに、効率的な経営の展開に資するため、生産資材の生産・流通の合理化、価格安定等に努める。

〔3〕生産性の向上、水田の有効利用の促進等を図るための農業技術の開発を推進するとともに、中核農家等に対する普及活動の強化と農業技術に関する情報システムの開発を図る。また、生物資源の開発利用を図るため、バイオテクノロジー等革新的な技術の積極的な開発を進める。

〔4〕今後の農業構造や技術水準向上の展望を踏まえた長期的な目標に沿って、生産基盤の整備を計画的かつ着実に進める。この場合、特に水田については、その高い潜在生産力を保持しつつ、有効利用が図れるよう汎用化を推進する。また、生産基盤と併せ

て、農村の生活基盤の整備を総合的に推進する。

〔5〕価格政策については、農業構造や農産物需給に与える影響に十分配慮し、関連施策との調和を図る。特に、今後は価格の安定を基本としつつ、価格のもつ需給調整機能を重視した運用を行うとともに、中核農家等に焦点をあてたものとしていくよう努める。また、内外価格差の縮小に努め、中長期的には、西欧諸国に比肩しうる価格水準を実現することを目標とする。

〔6〕食糧管理制度についてはできる限り市場メカニズムの良さが生かされるよう適正な運用を図るとともに、売買逆ざやの早期解消など財政負担の縮減合理化を、図る。

2) 農業生産の再編成と食料の安定供給の確保

〔1〕農業生産の展開に当たっては、土地利用型農業の発展に重点を置き、生産性向上と需要動向に応じた生産の再編成を図る。この場合、今後とも拡大傾向にある米の需給ギャップに対応し、長期的視点に立って、米需給の均衡を確保し水田利用の再編成を推進する。

〔2〕稲作の生産性の向上によりコストダウンを図るとともに、主要な転作作物である麦、大豆、飼料作物等については、品質向上等を図りつつ、その定着に努める。また、中長期的には、転作が定着するような基礎的な条件整備により、転作奨励金からの早期脱却を図りつつ、水田の有効利用を含む地域農業の発展を図る。さらに、主食用以外の用途の米の生産、流通について検討を進める。

〔3〕大家畜生産については、長期的な方針の下に、粗飼料基盤の強化、飼養管理技術の向上等を図りつつ、酪農と肉用牛生産の振興合理化を総合的に推進する。

〔4〕効率的な農業生産を展開しつつ、総合的な食料自給力の維持強化に努めることを基本として、食料の安定供給と安全保障の確保を図る。このため、特に優良農用地については、その確保整備に努める。また、我が国の風土に適した食料を中心とした日本型食生活ともいべき現在の良好な食料消費構造の維持に努める。

〔5〕食料の輸入については、国際的視野に立って、国内農業の健全な発展との調和を図りつつ、需要の動向に応じた適切な対応を図る。この場合、食料輸入の安定的確保や備蓄の確保に配慮する。また、発展途上国への技術協力等を通じ、世界の食料需給の安定に貢献する。

3) 水産業の体質強化と水産物の安定供給の確保

〔1〕漁業の体質を強化するため、省エネルギー技術の開発とその普及、装備の適正化、操業の協業化等により経営の合理化を図るとともに、過剰操業等により収益の悪化している業種については、漁船隻数の削減等生産構造の再編整備を進める。さらに、漁業の担い手の育成確保に努めるとともに、今後とも水産物供給の拠点としての漁港の計画的な整備や漁村環境の整備を推進する。

- 〔2〕 今後、重要性が高まる我が国周辺水域の生産力の一層の増大・安定化を図るため、資源管理の充実によって資源の維持と高度利用に努めるとともに、沿岸漁場の計画的整備開発や種苗生産技術の開発等を通じた増養殖・栽培漁業の振興により、「つくる漁業」を推進する。
- 〔3〕 遠洋漁業については、今後とも積極的な漁業外交の展開により、漁場の確保に努めるとともに、新漁場・新資源の開発や漁業協力の推進に努める。
- 〔4〕 資源の有効利用と価格の安定に資するため、大量加工処理技術の開発普及等により多獲性魚等の高度利用を図るとともに、流通加工施設の整備や加工技術の向上等による流通・加工の合理化を進める。

4) 食品産業の体質強化と消費者対策の推進

- 〔1〕 食品産業の体質を強化し、その健全な発展を図るため、食品工業については技術力の強化等に努めるとともに、専門化、協業化等による商業機能の向上、卸売市場の計画的整備等による食品流通の効率化や外食産業の近代化等を推進する。この場合、特に、市場の成熟化の中で、長期的な視点に立って、競争が適正に行われるようその条件整備に努める。
- 〔2〕 消費者に対する情報提供や啓発活動の推進により、健康的で豊かな食生活の定着・促進に努めるとともに、食品の多様化等に対応して、規格や品質表示の適正化、農業生産、流通、加工の各段階での食品の安全性の確保を図る。

5) 林業の体質強化と木材の安定供給の確保

- 〔1〕 国内林業生産体制の強化を図るため、林道、造林等の生産基盤の計画的整備や担い手の育成確保を推進するとともに、市町村の行政機能を活用し、育林等の計画的な実施に努める。なお、間伐について、その推進に努めることとし、健全な森林資源の維持・造成を図る。
- 〔2〕 木材需給の安定化を図るため、需要の安定的拡大と流通、加工部門の強化に努めつつ、国産材については、林業生産体制の強化等により、安定供給体制を整備する。外材については、需給情報の提供等を通じ、安定的輸入の確保に努める。また、国際協力の観点に立った発展途上国への林業技術協力等を推進する。
- 〔3〕 林業生産活動を活発化するため、地域の状況に応じ市町村の協力の下に、森林組合等が中心となって関係者の連携を強化し、森林の造成・管理から木材の生産、流通・加工までを有機的に関連づけ、地域林業の振興を図る。また、林業・林産業を中心に、農畜産業等の地域の資源を生かした産業の振興、生活環境の整備により、山村の振興に努める。
- 〔4〕 国有林野事業については、今後さらに要員の規模の縮減、配置の適正化、作業の効率化、組織機構の簡素合理化等を通じて、健全な経営の確立に努めることを基本とし、

適正な施業によって森林資源の整備を図り、木材の安定供給、森林の公益的機能の発揮等国有林野の果たしている役割を十全に発揮するよう努める。

6) 農用地、森林等の国土・環境保全等の機能の高度な発揮

農用地、森林等緑資源の有する国土保全、資源の培養、環境の保全等の機能の高度な発揮を図るため、広く国民のコンセンサスを得る努力を重ねつつ、農用地、森林等緑資源の確保とその適正な管理に努めるとともに、環境保全機能を積極的に維持増進するための生産技術の開発、生産基盤の整備等を推進する。

特に森林については、今後の水需要の増加、国土の保全、緑に対する国民のニーズの高まり等に対応して、公益的機能の高度な発揮が求められることから、森林資源の確保整備を図るとともに、治山事業の計画的実施、保安林の確保整備等に努める。また、分収林制度等により、森林資源造成に対する国民的な理解と協力を得るよう努める。

4 資源・エネルギー対策の推進

(1) 施策の基本方向

2度の石油危機以降、先進諸国において石油代替エネルギー、省エネルギー対策が推進された結果、世界的な景気の低迷と相まって、最近の世界のエネルギー需給は緩和基調で推移してきており、1983年3月には、OPECは初めて基準原油価格の引下げを行った。

我が国においても、石油代替エネルギーの開発・導入の推進、省エネルギーの推進、石油の安定供給の確保等のエネルギー対策がこれまで順調に進展しており、世界景気の動向にもよるが、エネルギー需給が急激に逼迫する可能性は当面小さいと考えられる。しかしながら、基本的には、石油需給については流動的な中東情勢等不確定要因も多いため、今後とも石油の安定供給確保を図りつつ、石油代替エネルギーの開発導入等エネルギー供給の多様化を進め、エネルギーの安定供給の確保を図る。この際、経済性、セキュリティ、需要者側のニーズ、導入のためのリードタイム等総合的に判断し、バランスのとれた最適ミックスを目指す。また、省エネルギーを一層推進するとともに、長期的な観点から新エネルギーの開発の着実な推進に努める。

非エネルギー鉱物資源については、我が国の産業・生活資材として広範な分野に利用されており、我が国経済の発展のため、今後ともその安定的確保に努める。

また、これらの物資の海上輸送の安定的確保に努める。

(2) 具体的施策

1) 在来型エネルギーの最適ミックス

今後、当分の間のエネルギー供給を考えた場合、その相当部分は石油、石炭等の在

来型エネルギーに頼ることは明らかである。このためエネルギー価格が産業活動に多大な影響を与えていること等に留意しつつ、在来型エネルギーについて需給両面を十分考慮の上、バランスのとれた最適ミックスを目指す。

a 石油

石油代替エネルギーの開発・導入により石油依存度の低下が見込まれるものの、我が国は今後とも、エネルギーの相当部分を依然石油に依存することになると思われる。このため、産油国との関係強化、自主開発の推進、石油備蓄の推進等の努力を続けるほか、石油安定供給の担い手である石油産業の構造改善を図る等所要の対策を推進し、今後とも石油の安定供給の確保を図る。

b 原子力

原子力は、自主的な核燃料サイクルの確立と相まって、供給の安定性が高く、経済性に優れた準国産エネルギーとして位置づけられており、電力供給の中核的役割を担うものとして、その開発を推進する必要がある。このため、原子力発電については、安全性の確保を前提としつつ信頼性の向上等を図るため、軽水炉の改良標準化等軽水炉技術の一層の定着化を推進するとともに、ウラン資源の有効利用を図るため新型動力炉の研究開発を進める。さらに、国際的見地から核不拡散体制の確立に貢献するとともに、ウラン資源の確保、ウラン濃縮、核燃料加工、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処理・処分など各部門の整合性のとれた整備、いわゆる核燃料サイクルの確立に努める。

c 石炭

石炭の可採埋蔵量は低品位炭も含めると石油の約4倍もあること、輸入炭についてその産地が先進国に多いことなどから、長期的に安定した供給が期待でき、今後とも環境保全、経済性に留意しつつその利用拡大を図っていく必要がある。このため、炭鉱の開発、導入基盤の整備等を図り、安定供給確保体制の確立に努めるとともに、新たな燃焼・利用・輸送技術、石炭灰の有効利用技術等の研究開発を推進する。

d LNG

LNGについては、我が国の場合、長期契約の下に主として太平洋圏各国から輸入しており、安定的な供給を見込むことができる。需要の変動に対する供給の弾力性、価格等に留意しつつ、導入基盤の整備等を図ることにより、今後ともクリーンなエネルギーとしてLNGの利用の拡大を図っていく。さらに、将来の方向としては、熱・電供給システムの技術開発等により、その最適利用について検討していく。

e 水力及び地熱

我が国のエネルギーの安定的供給及び国土総合開発の観点から、再生可能な純国産エネルギーとして、水力及び地熱の利用を進めていく必要がある。このため、未開発地点、再開発地点の開発、調査を促進するとともに、環境保全、経済性、水資

源開発との整合性も配慮した開発指針の確立を図る。

2) 新エネルギーの技術開発とローカルエネルギーの活用

エネルギー開発に長期のリードタイムを要することを考えれば、将来におけるエネルギーの安定確保にとって必要な新エネルギー、高速増殖炉等新型動力炉、核融合炉等の技術開発についても着実に進めておくことが必要である。これらの技術開発については巨額の資金、多大のリスク等を伴うため開発の各段階において十分評価を行い、官民の有機的連携の下に効率的かつ重点的に推進する。

また、ローカルエネルギーについても、供給量としては小さいものの、クリーンな国産エネルギーとしての期待が大きく地域社会を中心にエネルギーの需要と供給が密接に結びついた小規模・分散型エネルギーとしての特色を生かし、在来型エネルギーの供給を補完していく必要がある。今後、それらの開発の組織体制の整備、試験研究、技術開発等に積極的に取り温むとともに、開発された成果は、発展途上国に対する協力事業としても活用していく。

3) 省エネルギーの推進

エネルギー供給面での最適化を図ると同時に、民生、運輸、産業の需要面においてもその効率的使用を行うことが極めて重要である。省エネルギーの推進は民間の創意と活力に期待するところが少なくないが、政府としてもこれを促進するため、適切な政策的誘導を図るとともに、将来の省エネルギー対策の基盤となる技術革新が円滑に進むよう技術開発を進める。

4) エネルギー関連施設の立地の円滑化

原子力発電所、再処理工場等核燃料サイクル関連施設、コールセンター等各種エネルギー関連施設の立地を進めるに当たっては、地域開発の一環として捉え、地域経済社会との調和を図りつつ進める。また、地域住民の理解を得るとともに地域住民の福祉の向上、安全・環境保全対策を推進する。

5) エネルギー政策の国際的展開

エネルギー問題は世界的な広がりを持っており、その解決に当たっては各国の協調、協力が不可欠である。今後とも、世界経済の安定的発展と経済社会の安全の確保の観点から、サミット、IEA等を通じ省エネルギー、石油代替エネルギーの開発、セキュリティ対策等についての協力を図っていく。さらに、経済性を勘案しつつ、安定的供給源の多角化を図るとともに、非産油発展途上国をはじめエネルギー技術を必要とする国に対する協力、また需要低迷による深刻な財政悪化に苦しむ資源産出国との協力等を積極的に行う。

6) 資金の確保

今後のエネルギー対策の推進のためには、巨額の資金が必要であるが、その資金の確保に当たっては、まず民間資金を一層活用することが重要であり、そのコストも極力市場原理に基づいて、国民経済全体で適正に負担される必要がある。しかしながら、エネルギー対策については、リスク、収益性、リードタイム等から民間のみでは対応が困難な分野が多く、政府としても所要資金の確保を図る必要があり、その方法については、安定的な財源確保の見地から受益者負担の観点を含め検討を行う。

7) 非エネルギー鉱物資源の安定確保

非エネルギー鉱物資源は、その大半を輸入に依存しており、また特定の国に偏在し、特に希少金属については資源保有国の政治経済情勢は不安定である場合も多く、その供給に不安定性が顕在化する可能性もあるため、今後の安定確保に努める必要がある。

このため、今後とも資源保有国との友好関係の維持・強化を図りつつ、国内資源の有効活用にも努めるとともに、内外における資源開発等を積極的に進める。このうち基礎素材産業や先端産業に不可欠な希少金属については、各金属の実情に配慮しつつ、備蓄の推進等による供給の安定化に努める。

5 地域経済の擾典

(1) 施策の基本方向

地域間所得格差は昭和40年代後半以降大きく縮小したが、地方経済は財政への依存度が高い等なお経済基盤が脆弱であり、近年の財政制約の強まりや産業構造の変化の中で地域経済の先行性が強まり、地域格差も最近再び拡大のきざしがみられる。また、地方圏の雇用動向をみると、定着しつつある高学歴の若年層が能力を高度に発揮できる雇用機会が不十分である等の問題がある。

このような状況に対処して、地域経済の自立的発展と雇用機会の充実を図るため、ソフト化等経済構造の変化、地域経済圏の広域化等に対応しつつ、地域経済対策を進める。その推進に当たっては、地域の創造的努力を軸にすえ、行政の適切な関与により地域のコンセンサスづくりを行いつつ、若年層等の事業意欲の喚起、企業、農業者等各主体の有機的連携等を通じて、地域全体の生産能力を効果的に結集していく必要がある。また、国際化に対応して、各地域が直接、外国との経済的交流を深めていく必要がある。

(2) 具体的施策

1) 先端産業の地方分散の促進等

産業構造の知識集約化と技術革新の進展に対応して、先端技術の中核とした地域経済の振興を図る。このため、各種の政策的誘導措置の実施と併せて、高速交通及び情

報通信ネットワークの地方への展開、地域の研究開発機能の充実、研究者、技術者等の定住を可能にする良質な居住環境の形成等立地基盤の整備により、先端産業の地方分散を促進する。また、技術革新の成果を地域産業の活性化に結びつけるため、地域中小企業への先端技術の導入、ベンチャー・ビジネスの育成等を促進する。これらの施策を効果的に促進するため、技術開発・技術伝播の拠点づくり(テクノポリス構想)を進める。地域に存在する技術シーズを育成するため産官学一体となって技術開発を進めるほか、地域の社会・経済的ニーズに適合した地域技術の研究を進める。

誘致企業と地域中小企業等との連携強化を図りつつ、引き続き工業再配置計画等に基づき、外資系企業等を含む工業の地方展開を促進する。この場合、人材、技術といったソフトな立地基盤の重視等企業の立地条件の変化に対応した受け入れ体制の充実を図る。なお、大規模工業基地については、長期的視点に立ち、経済社会情勢の推移を踏まえ必要に応じて点検を行い、条件の整備に対応しつつ進める。

2) 多面的な地域産業の振興

地域の人材、資源等を活用しつつ、個性ある商品・サービスを供給する産業の振興を多面的に進める。このため、地場産業について、地域間業種間の交流を強化しつつ、技術力の向上、個性ある製品の開発、販路開拓等の振興策を地域ぐるみで進める。また、農山漁村地域等においては、経済の活性化と雇用の拡大を図るため、農林水産業の生産性向上を図るとともに、地元農林水産物等を活用した地域資源活用型産業の育成に努める。

今後、サービス経済化の進展に伴い、雇用吸収等の面でサービス産業の地域経済における重要性が高まるとみられるため、魅力ある商店街づくり、多様な都市型サービス業の育成、情報関連産業の地方立地の促進、社会的サービスにおける民間活動分野の拡大、観光・レジャー産業の振興等により、地方圏におけるサービス産業の振興を図る。また、建設業について、技術・経営基盤の強化、地域づくりへの積極的関与による需要創出型への転換を図る。

3) 雇用基盤の整備

地域における安定した発展性のある雇用機会の確保を図るため、地域レベルでの産業政策、雇用政策等諸政策の連携を図りつつ、地域の特性に応じた雇用開発を促進するとともに、産業構造の変化に即応した能力開発体制の整備、地域労働市場の広域化、高齢化、女性の社会進出に対応した雇用情報の整備充実等雇用基盤の整備を進める。

4) 経済的停滞地域の活性化等

構造的不況に陥っている産業等への依存により経済的停滞に陥っている地域については、これらの産業の活性化及び域内中小企業の安定化と併せて、成長産業の立地

誘導、技術集積を活かした新分野の開拓等を進める。

山村、過疎地域、離島等については、広域的な経済圏の中での域内連関の強化、制約条件改善のための基盤整備等を図りつつ、地域の特性を活かした産業の振興を進める。

大都市においては、経済的停滞が懸念されている地区について、再開発等により機能の円滑な転換を図るとともに、既存中小企業の高度化、近代化等により経済的停滞の発生の防止を図る。

〔5〕国民生活の安定と向上

1 社会保障の整備・改革

(1) 施策の基本方向

社会保障の役割は、国民がどのライフステージにおいても不安なく生活設計を立て得るような基礎的条件を整備することにある。我が国の社会保障は、昭和36年に国民皆保険、国民皆年金が実現して以後、昭和40年代に大幅な改善が図られてきた結果、欧米諸国と比較してほぼ遜色のない水準に達している。この結果、社会保障は、国民にとって生活の大きな安心要因であるとともに、公的年金が高齢者にとって生活の支えの中心となっているなど、国民生活の中に広く定着してきている。

今後、人口の高齢化が急速に進むとともに、家族規模の縮小化の傾向が続き家族間の相互扶助機能の低下も懸念されることから、高齢者の所得の保障、健康の確保等をはじめとして社会保障への期待は一層高まっていくと考えられる。一方、2次にわたる石油危機を経て我が国の経済成長率が低下し、財政も厳しい状況にある等、社会保障を取り巻く環境は厳しく、先行きについての不透明感がある。こうした時期にこそ社会保障の基盤を固め、国民の不安感を払拭することが肝要である。

経済社会の活力を維持しつつ社会保障に課せられた役割を的確に果たしていくためには、今後、次のような原則を基本に社会保障の整備・改革を進めていく必要がある。

緊要度の高い施策について重点的に整備するとともに、施策の効率化を進める。

社会的公正を確保する見地から、制度間の不均衡の是正を図る。

世代間の公平や受益と能力を考慮した合理的な負担に関し国民の理解と合意を得つつ、給付と負担の適正化を図る。

また、人々のライフサイクルに応じて総合的視点から、雇用政策、住宅政策等、国民生活に係る他の各種施策と社会保障との有機的連携を図っていく必要がある。特に、高齢者のための多様な就業の場の確保、家族の多様な居住形態に対応したきめ細かい住宅政策、個人の財産形成の促進等を通じた事前的・予防的対応が重要である。

なお、国際化の進展に対応し、保健・医療協力その他社会保障の分野において国際社会への貢献を図る。

(2) 具体的施策

このような原則に立って、年金、保健・医療、社会福祉の各部門において、次のような施策を推進するものとする。

1) 年金部門

公的年金は、国民の老後の生活設計の基盤となる所得を保障し、国民生活の安定に寄与するという重要な役割を担っている。しかし、今後、高齢化の進展や制度の成熟化に伴い、現行制度のまま推移すると、多くの問題を顕在化させることとなるため、高齢社会の到来に備え、長期的に安定した制度の確立を図る必要がある。

このため、制度全般のあり方について見直しを行い、計画的に改革を進める。当面、国民年金、厚生年金及び船員保険の関係整理を図り、さらにこれと共済年金との関係整理を図った上、これらを踏まえ、給付面の統一化に合わせて負担面の制度間調整を進め、昭和70年を目途に制度全体の一元化を完了させるという方向に沿って検討を進める。給付と負担の関係については、その適正化を図るものとし、特に給付水準については加入期間の長期化に伴って高まる年金額の構造的水準を現役世代の生活水準とのバランスや負担の限界を考慮して適切な水準に設定する。被用者年金の支給開始年齢の引上げについては、今後、高齢者の生活設計全体の観点からその必要に応じた雇用の確保などの条件の整備状況等を踏まえ総合的な検討を進めていく。婦人の年金保障についての検討を進め、その確立を図る必要がある。

2) 保健・医療部門

人口の高齢化、疾病構造の変化、医学医術の進歩等、保健・医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、国民の保健・医療需要が増大し、多様化していることから、今後は、重点化、効率化を図りつつ、これらの変化に対応した国民に必要な保健・医療サービスの確保を図っていくことが基本的に重要である。

このため、老人保健事業の計画的推進を図るなどライフサイクルを通じた国民の健康づくりを積極的に推進するとともに、予防、リハビリテーションを含めた一貫性のある保健・医療サービスの供給システムを整備する。現在死因の第1位を占めているがんについては、その本態解明に向けて積極的にがん研究を推進するとともに、その成果により予防、診断及び治療の向上を図る。国民所得の伸びを上回って増加している医療費が国民経済に過大な負担とならないよう、需要面、供給面にわたる医療費の適正化対策を講ずることにより、その伸びを適正な範囲にとどめる。医療保険制度については、制度体系の統合的なあり方について検討を進める必要があるが、特に、給付と負担の適正化を図るとともに、財政基盤の弱い日雇労働者健康保険制度や国民健康保険制度の改革、退職者医療制度の検討等を進める。

3) 社会福祉部門

国民の福祉需要が出生数の減少、人口の高齢化、世帯構造の変化等に伴い増大し、多様化しつつあることから、これに十分即応しうるよう在宅福祉を基本とした地域福祉の基盤づくりを進める。

このため、高齢者、障害者もできる限り社会の一員として生活し行動できるようノーマライゼーションの方向を地域住民の積極的な参加、協力の下に進める。ホームヘルプサービスの充実、デイサービスやショートステイサービスの活用等により、家庭がその機能を十分果たしうるよう側面支援するとともに、在宅で生活が困難な場合に備え、施設の重点的整備を進める。これら施策を推進するに当たっては、保健・医療等の関連施策との有機的連携に配慮するとともに、福祉サービスの対象者が低所得層から一般国民へと拡大していることにかんがみ、受益者は受益と能力に応じて適正な費用負担をするという考え方を確立する。

なお、高度かつ多様な福祉需要に対し、民間の創意と工夫を生かして効率的かつきめ細かく対応するため、有料老人ホームなど市場機構を通じて提供されるサービスや有償サービスの活用を図る。

2 豊かな教育・学術・文化基盤の形成

(1) 施策の基本方向

我が国における学校教育は、戦後、量と質の両面の整備充実が進み、高等学校、大学等への進学率の目覚ましい上昇が示すとおり、急速な経済社会の変化に対応した展開を示し、我が国経済社会の発展、国民生活の安定と向上にも多大の寄与を果たしてきた。今日、一面において、青少年非行、過度の受験競争、青少年の精神面の脆弱性といった問題点も指摘されており、経済社会の成熟化の中で、教育の場における自由と規律、画一性と多様性、平等原理と競争原理、個人主義と社会的協調性等の新たな調和が求められていることを示している。

また、広く眺めると、人口の高齢化、女性の社会進出、産業・就業構造の変化、情報化、国際化の進展といった多面的な経済社会環境の変化が進展してきている。

こうした新たな経済社会の変化に対応して、教育・学術・文化の面において、心の豊かさや、新たな創造力を生み出していく基盤の形成が求められている。

国民のライフステージが多様化、長期化していることから、様々な学習やスポーツ、文化活動を通じて豊かな自己実現を図るというニーズが高まっており、学校、家庭、地域社会、企業等で教育・学習機会の充実・多様化が求められている。また、国際化の進展に伴って、大学や研究機関等における国際交流の促進等も重要な課題となっている。さらに、長期的な経済社会の活力の基盤となる学術研究の振興とともに、精神的、質的に豊かでゆとりのある国民生活の創造を図る文化・スポーツ、各種地域活動の振興が求められている。

(2) 具体的施策

1) 初等中等教育

初等中等教育においては、幼児教育、小・中・高等学校教育及び特殊教育を通じて、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かで創造力に富む国民の育成、ゆとりのある充実した学校生活の実現、基礎的・基本的事項の確実な習得等の観点に立って、施策の充実を図る。

特に、子供に充実感や成就感を与えうるような教育を実現するため、選択履修や課外活動の重視など、教育内容・方法の改善を一層積極的に進めるとともに、個人の能力・適性に応じた多様な教育のあり方や入学者選抜制度の改善・改革等を検討する。

さらに、教員養成制度の改善・改革等、教員の資質向上に資する施策の推進や、教職員定数の改善等、教育諸条件の改善に努めるとともに、地域的な就学人口の動向を踏まえつつ学校施設の整備を進めていく。

2) 高等教育

高等教育においては、社会や国民各層の多様な要請に応えるため、国公私立を通じた総合的な観点に立って、中等教育後の教育機関の特色を生かした充実と多様化、高等教育の構造の柔軟化を促進する方向が重要である。

このため、大学の質的充実、放送大学の整備、短期大学の多様化、高等専門学校及び専修学校の振興等を図るとともに、大学制度の弾力化、生涯教育の観点からの高等教育の活用、入学者選抜方法の工夫・改善、単位互換等の大学間交流の促進、育英奨学制度の改善・改革等を図っていく。

また、産業の知識集約化や技術革新に対応することができる創造性や総合性に富む人材の育成の要請に、高等教育機関が適切に応えていくことが必要である。特に大学院については、優れた教育研究者の養成や高度の専門性を備えた職業人の養成に努める必要がある。

3) 学術

我が国経済社会の発展の基盤となる学術研究の重要性にかんがみ、基礎研究とりわけ独創的、先駆的な学術研究の振興を図る。その際、新エネルギー、材料、地震・火山噴火予知、がん等の難病対策など、学術研究活動自体の内在的要請の強い分野や国民生活に深くかかわる重要な課題について重点的に推進していく。

4) 社会教育、体育・スポーツ、文化

生活水準の上昇、高学歴化に伴う学習意欲の向上、心身の健康への関心、文化志向の高まりがみられる中で、生産教育・生涯学習を推進する観点から、民間活力の活用を踏まえつつ、地域社会における社会教育施設、体育・スポーツ施設、文化施設の整

備など、地域における社会教育、スポーツ、文化、芸術活動等のための多様な場の確保を図り、その利用の活性化を推進するとともに、情報提供等を通じ、これら施設等を拠点とする各種活動の推進を図ることが必要である。

社会教育においては、家庭教育に関する学習活動や婦人・青少年の社会参加を促進する活動機会の充実、高齢者の教育・人材活用等に努める。

また、優れた文化に接する機会の拡大や、自ら積極的に文化の創造・継承に参加していける文化環境の醸成、良き伝統文化の継承のための文化財保護施策の推進を図る。

5) 国際社会への協調と貢献

我が国の教育・学術・文化の発展向上と国際社会への積極的貢献が望まれるところから、国際性豊かな人材の育成のための教育を推進するとともに、留学生・教員・研究者の交流の拡充及び国際共同研究への積極的な取り組み、国連大学・ユネスコ等の国際機関への協力など、教育・学術・文化の分野における国際交流・協力を一層促進していくことが必要である。また、近年における海外在留日本人子女数の増加にかんがみ、海外子女教育及び帰国子女教育の一層の推進を図る。

3 消費生活の充実

(1) 施策の基本方向

消費生活の充実には、着実な所得の増加と安定した物価の下で、どのライフステージにおいても安定的な消費が進められること、そうした中でニーズに合致した商品・サービスが安心して確保されることが重要である。

このため、適度な成長の維持や物価の安定など経済全般にわたる施策を進めるほか、実際の消費行動の場において、消費者の利益を擁護・増進するため、消費の環境や内容の変化に適切かつ積極的に対応した消費者政策を推進する。

すなわち、消費の環境や内容の多様化、複雑化に対応して、商品・サービスの安全と適正な選択の確保に努める。また、近年、新たな問題が多く生じている消費者取引についてもその適正化に努める。さらに、消費者意向の反映など消費者志向体制の強化に努めるとともに、適切な情報の提供ときめの細かい消費者教育を実施する。

なお、国際化の進展は、選択の幅の拡大等により消費者利益の増進にも資するものであることから、消費者安全と適正な選択の確保等を踏まえつつ、これに対応した施策を進める。

こうした施策の実施の際には国、地方及び民間の連携をより一層保ちつつ、総合的、効率的にこれを進める。

(2) 具体的施策

1) 消費者安全と適正な選択の確保

安全の確保は消費者にとって最も基本的かつ重要な事項であるが、今後は技術革新の一層の進展や消費の内容の変化が予想されることから、これに対応して安全を確保していくことが重要となる。このため、基準の新設や見直しの継続、危害情報等の収集・提供システムの一層の充実を図る。

また、商品・サービスの多様化、複雑化等に対応して合理的な選択を確保していくため、公正かつ自由な競争の確保、規格・表示の一層の適正化に加えて情報の充実等を進める。

2) 消費者取引の適正化

消費者信用取引の普及、事業者による勧誘活動の活発化等、消費者取引が多様化、複雑化しており、取引に係るトラブルが増加する傾向にあるため、消費者取引の適正化に努める。

割賦販売、消費者金融等の消費者信用取引については、トラブルの未然防止のため、適切な情報の提供、消費者啓発等に努めるとともに、金利等の契約の内容、個人情報情報等の側面で消費者の利益が不当に損なわれることのないよう、法制面の整備とその厳正な運用等に努める。

訪問販売等の勧誘取引についても、トラブルの未然防止と苦情・紛争の迅速・公正な処理に努める。

また、事業者があらかじめ定型的に作成する約款を用いる取引が増大しており、その内容に消費者に不利なもの、難解なものも多いことから、消費者保護の観点から見直し等に努める。

さらに、資産形成取引の拡大に対応して、宅地・建物等の実物資産の取引及び金融資産の取引について適正化を図るとともに、紛争処理体制の充実に努める。

3) 消費者志向体制の強化

消費者の意向を行政や経済全体に反映させるため、審議会等を通じた消費者の意見の反映、消費生活協同組合等の消費者団体等による消費者の自主的な組織活動の助長、事業者の消費者志向の促進等を進め、消費者、事業者、行政相互間で合理的な対話を行い相互理解を深めうる基盤の形成に努める。

また、消費者をめぐる環境や消費の内容の変化に伴って生じる苦情・紛争や消費者被害にも適切に対応できるように、消費者紛争処理体制の一層の充実に努める。

4) 適切な情報の提供と消費者教育の充実

消費は、個人が自主的かつ合理的に行動することが基本であるが、多様化、複雑化、国際化の進展の中で、これを確実なものとするためには、適切な情報の提供や消費者教育の充実が一層重要である。

このため、変化に対応しかつ消費者が利用しやすい有効な情報の提供を充実することとし、その際、国、地方等の各機関及び民間の情報との間の連携のとれた効率的な情報の提供に努める。

また、子供や高齢者等を対象とするきめの細かい消費者教育の一層の充実を図る。

4 家庭を取り巻く環境基盤の充実

産業化、都市化など経済社会の変化を背景として、家庭を取り巻く状況には著しい変化が生じている。核家族化の進展、単独世帯の増加などにより家族規模の縮小が続くとともに、相互扶助、子供のしつけ・養育等の家庭機能の弱体化が進みつつある。また、少年非行の問題が顕在化し、離婚も増加してきている。

今後、安定し、かつ質的にも充実した「人生 80 年型」のライフスタイルに対応していくためには、社会生活の基礎的単位であり、国民の幸せの基盤でもある家庭に期待される役割が大きい。家庭機能の充実とその円滑な発揮は、健全な社会としての活力にもつながるものである。

家庭のあり方として今後求められる第 1 は、外部化が進み、弱体化が懸念されている家庭機能を活性化することである。特に、少年非行の多発等にかんがみると、しつけ・養育機能の充実を図るとともに、文化や生活知識の継承機能を見直す必要がある。第 2 は、生活の質的向上に結びつく家庭機能を高めることである。高度に複雑化した現代社会にあって、増大する精神的・肉体的な緊張や疲労から人々が解放される安心の場として、さらに積極的に健康をつくり出す場としての機能が求められよう。また、自由時間の増加を背景とした余暇活動や手づくり活動等を通じて個性に応じた生活をつくり出す場としての機能を高め、豊かな家庭文化を築いていくことが求められよう。さらに第 3 は、社会に開かれた家庭をつくり出していくことである。家庭が社会の中で孤立することなく、多くの家庭が共通に抱える問題を他の家庭との連帯の下にコミュニティの中で自発的に解決していくことが求められよう。

こうした家庭の姿を現実設計し、その機能を活性化させていくことは、何よりも各家庭における男女両性の協力による自主的努力と責任に委ねられるべきものであり、公的部門が安易に介入すべきものでないことはもちろんである。むしろ公的部門の役割は、家庭が自主的な対応を円滑に図っていけるよう家庭を取り巻く環境基盤の充実を進め、その努力を側面支援していくことにあるといえる。このため、以下のような施策を講じていくこととする。

第 1 に、弱体化が懸念されている家庭機能の活性化に資するため、外部機能との有機的連携を強化する。しつけ・養育機能については、子供に社会生活上の基本的ルールを習得させるため、規律ある集団活動の機会拡大や家庭教育と学校・地域社会における教育との連携を進めるとともに、婦人の職場進出の高まりに対応して育児休業制度の普及等を進める。将来を担う児童の健全育成を図るための施策を推進する。また、在宅福祉サービスの

充実等を図り、家庭の相互扶助機能を高める。

第2に、家庭における生活の質的向上の実現に資するため、家族形態に即応した住宅の質の向上、特に建替え・住替えのための条件整備、居住環境の改善、健康づくりの推進などを図るとともに、文化、スポーツなどの余暇活動の振興のため、民間活力を活用しつつ、多様な場の確保と利用の活性化、情報の提供、技能の指導等を推進する。

第3に、社会に開かれた家庭づくりに資するため、地方自治体、民間団体等が必要に応じて協力することにより、コミュニティ活動やボランティア活動を促進するとともに、高齢者の能力活用の推進や家事・介護の相互扶助組織の育成等を通じて家庭内の高齢者や主婦がその能力を生かして社会参加しうる機会を拡大する。

5 住宅の質的改善

(1) 施策の基本方向

わが国の住宅は昭和40年代後半に量的充足が進展したが、質的水準は大都市等を中心になお低く、国民の居住水準向上に対するニーズは根強いものがある。このため、国民が地域の特性に応じた良質な住宅のもとで充実した家庭生活を営むことができるようにするため、住宅の規模・居住性能・住環境・職住近接性等を含む総合的な住宅の質の改善を目標として住宅政策を推進する。

住宅政策の推進に当たっては、地域の持つ特性に配慮しつつ、居住水準の低い大都市圏において重点的総合的に施策を進めるとともに、地方圏においては、住宅が人口定住の重要な条件のひとつであることにかんがみ、定住圏整備の一環として良質な住宅ストックの形成を図る。また、高齢化が進展し、家族の相互扶助の必要性も高まる中で、家族が同居、別居のいずれの場合にも緊密な連帯関係を保ちながら安定した居住を継続できるよう配慮する。

住宅供給に当たっては、財政制約の強まり、民間の事業能力の充実等に対応して民間の活力、資金の一層の活用を図る。公営、公団、公庫等の公的機関は、民間事業との役割分担に配慮し、施策の重点化・効率化を図りつつ、自力では適正な居住水準を確保できない世帯に対する援助及び良質なストックの形成のための援助を進めるほか、住環境・都市構造の改善、新たな居住様式・住宅供給方式の開発普及等の分野での役割を果たす。

(2) 具体的施策

1) 既成市街地の高度利用と住環境の改善

大都市等においては、既成市街地の土地の高度利用により、職住近接し良好な住環境を備えた共同住宅等の供給を促進する。このため、

都市再開発方針に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業、特定住宅市街地総合整備促進事業等を推進する。

民間による再開発の促進を図るため、良質な民間事業について、都市計画・建築規制の緩和、国公有地の活用、敷地の共同化の促進、関連公共施設に係る投資の重点配分、必要な助成措置等を講ずる。なお、再開発の促進の観点から、低層住宅居住者の住み替えの円滑化を図る。

三層住宅、地下利用、タウンハウス等土地節約型の住宅供給を進める。

また、既成市街地の住環境の改善を図るため、環境の劣悪な地区における住宅地区改良事業等の実施、低質な木造賃貸住宅の計画的建替え、住工混在地区の整備等を進めるとともに、個別の建築活動が健全な市街地の形成に結びつくよう誘導を行う。

2) 良好な宅地供給と新市街地の開発

都市郊外における良好な宅地供給と新市街地の開発を進めるため、市街化区域において、土地区画整理事業、農住組合方式等により農地等の宅地化を促進するとともに、当分の間計画的な市街地の形成が見込まれない農地等について市街化調整区域への逆線引き等を進める。また、市街化調整区域内の計画的な開発の熱度が高い地域については、農林業等との調整を図りつつ、実態に応じた都市計画制度の適切な運用により市街化区域への編入や開発許可を行い、開発を進める。

宅地開発に当たっては、関連公共公益施設の整備の促進及び鉄道等交通機関との連携強化を図るとともに、多様な機能を持った街づくりに配慮する。

宅地開発に係る指導に関し、施設整備の水準で行き過ぎがあるものの是正と負担金の取扱いの適正化を図るとともに、開発許可等の諸手続きの迅速化を図る。

3) 良質な住宅ストックの形成と既存ストックの有効利用

劣悪な住宅及び住宅地の形成を未然に防止するため、地区計画及び開発許可制度の活用等によるミニ開発の防止を図るとともに、マンションの住宅性能の向上、耐久性の高い住宅に関する技術開発及び普及等を進める。

良質な持家の供給を促進するとともに、大都市圏等を重点として公的賃貸住宅の供給を進める。なお、公的賃貸住宅については、建替え・住戸改善を促進するとともに、必要な者に的確に供給されるよう管理の適正化を進める。また、借地・借家に関する制度の合理化、借家経営の指導等の措置を講じつつ、良質な民間賃貸住宅の供給を促進する。

三世代家族の増加に対応して、三世代同居を可能にする質の高い住宅の供給を進めるとともに、隣居、近隣別居等それぞれの家族の実情に応じた多様な居住形態にきめ細かな政策上の配慮を加える。また、単身世帯特に高齢単身世帯、母子世帯、心身障害者世帯の居住改善に配慮する。

既存住宅ストックの有効利用による居住水準の向上を図るため、中古住宅の流通の円滑化、既存住宅の建替え・増改築の促進を図る。また、分譲マンションの管理の適

正化を図るとともに、今後マンションの老朽化が進行することにかんがみ、大規模修繕及び建替えの円滑化を図るための施策を強化する。

住宅価格の安定及び住宅性能の向上を図るため、住宅の工業化・部品化、省エネルギー化、木造住宅供給体制の合理化、住宅に関する新技術の開発普及を進めるとともに、住宅性能保証制度の普及、不動産流通機構の整備、苦情・紛争処理体制の整備等住宅に関する消費者保護のための施策の充実を図る。

4) 地価安定の確保と新たな開発方式の活用

地価の長期的安定を図るため、宅地供給の推進と合わせて、国土利用計画法の的確な運用及び土地取引の厳重な監視を行うとともに、急激な上昇のおそれがある場合には不要不急の土地需要の抑制等の措置を講ずる。

また、土地所有者の強い保有志向による素地取得の困難化等にかんがみ、宅地開発及び再開発の両面で、借地方式、信託方式等土地所有者と開発事業者との共同開発方式の活用、普及を図る。

6 環境の保全整備

(1) 施策の基本方向

環境の状況は、一時期の危機的状況からは一応脱し、全般的には改善を示してきているが、大都市圏を中心に改善が進んでいない分野が残されており、交通公害、閉鎖性水域の水質汚濁等の緊急に対応を要する問題も生じている。また近年、このように発生源が不特定又は多岐にわたる環境問題が増加していること、公害からの健康の保護と生活環境の保全にとどまらず、快適な環境への国民のニーズが高まっていること等から、発生源規制と併せて、広く土地利用、経済活動、生活のあり方を含めた総合的多面的対応が必要となっている。

このため、環境政策の視野を拡大し、国、地方公共団体の各般の関連施策分野において、相互に密接な連携調整を図りつつ、環境の保全整備に関する施策を推進する。

(2) 具体的施策

1) 交通公害対策

自動車、新幹線鉄道、航空機等による交通公害を防止するため、発生源である交通機関の改良と交通規制等交通機関の走行・運航方法の改善を進めるとともに、交通施設整備事業及び土地利用計画において交通公害対策に十分配慮し、環境施設帯の設置等交通施設の構造の改善、周辺住宅等に対する障害防止対策、交通施設周辺の土地利用の適正化等を促進する。また、物流体系の形成に当たって環境保全の観点に配慮する。

2) 水質汚濁対策

環境基準の維持達成を図るため、排水規制、下水道の整備等の各種汚濁源対策を推進する。特に、湖沼や都市内中小河川等の汚濁の主要な原因の一つとなっている生活排水については、下水道整備の促進を図るとともに、その整備状況を勘案し、地域特性に応じ各種生活排水処理施設の整備を的確に組み合わせて進める。また、環境保全に対する住民意識の啓発等により家庭からの排出の抑制を図る。なお、下水道の整備について、今後とも実施手順等の弾力的見直しによる効果の早期発現を図る。

湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域については、富栄養化防止対策、必要に応じた総量規制の実施、生活排水対策、工場等の排水対策、畜・水産業等に係る対策、汚泥のしゅんせつ等浄化事業及び湖辺の自然環境保全対策等の施策を総合的計画的に推進する。

3) 大気汚染対策

硫黄酸化物対策を引き続き進めるとともに、窒素酸化物について環境基準の維持達成を図るため排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずる。光化学大気汚染の防止のため、当面炭化水素類の排出抑制対策を推進するとともに、さらに調査、検討を進める。浮遊粒子状物質について効果的な対策の検討を進める。また、今後の燃料転換等が大気保全上の問題を起こさないようその動向を十分注視する。

4) 騒音・振動対策等

騒音については、環境基準の維持達成を図るため、規制を引き続き行うとともに、深夜営業騒音等近隣騒音に関する施策を充実する。また、振動については引き続き規制を行うとともに、低周波空気振動については、その対策を図るための調査研究を進める。

鉱害、土壌汚染、地盤沈下及び悪臭の防止対策、化学物質の安全対策等を引き続き推進する。

さらに、海洋環境の保全に関する国際的動向も踏まえ、油及び廃棄物等による海洋汚染の防止を図るための施策を推進する。

5) 廃棄物対策

一般廃棄物については、再生利用等を推進する一方で、排出を極力減少させるよう努め、その減量化を図るとともに、地域の実情に応じた処理体制・処理施設の整備、汚泥・余熱等の有効利用、最終処分地の確保と大都市圏における広域処理場の整備等を推進する。産業廃棄物については、事業者処理責任を原則として上記施策を推進するとともに、指導監督体制の整備を図る。

6) 自然環境の保全整備と快適環境の創出

快適な環境への国民のニーズが高まっていることにかんがみ、保護と利用とを調和させながら、緑豊かな自然環境や歴史的環境の保全を図るとともに、国土の緑化、河岸・湖岸・海岸等水辺環境の整備等を進め、より良い環境の創出を図る。

すぐれた自然環境については、その現況を的確に把握するとともに、体系的かつ長期的視点に立って適切な保全に努める。森林及び農用地については、国土保全、環境保全等の機能が高度に発揮されるよう確保整備する。居住地及びその周辺においては、緑、水辺等の身近な自然の適切な保全を図るとともに、公園・緑地の整備、緑化、養浜等により自然的環境の積極的な創出を図る。なお、自然環境等の保全創出のための費用について、国民の合意形成に努めつつ適正な負担が行われるよう検討を進める。

また、国民の生活環境改善や自然環境保全の主体的活動を活性化するため、環境教育の推進、緑化意識の高揚、情報の交流の促進及びこれら活動への支援等を行う。

7) 環境汚染の未然防止等

環境汚染を未然に防止するため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、今後とも環境影響評価の実施を推進する。その適切かつ円滑な実施のため、環境影響評価制度の確立、技術手法の整備、向上を図る。また、環境汚染の未然防止の観点から、適切かつ合理的な土地利用の実現に努める。なお、新技術に伴う新たな産業からは、かつてのような汚染の発生は比較的少ないと考えられるが、その環境へ与える影響にも十分留意する。

また、各種公害防止対策事業及び民間企業の公害防止投資の推進を図るとともに、公害防止計画の実施、環境の監視測定体制の整備、環境保全技術の研究開発、地域環境管理のあり方についての検討等を進める。

8) 環境問題への国際的対応

環境問題の国際的広がりに対応して国際協力の一層の強化及び調査研究の推進を図るとともに、発展途上国等への援助プロジェクトに当たっては環境への影響に十分配慮する。

7 ゆとりと活力のある地域社会の形成

(1) 施策の基本方向

所得格差の縮小、居住環境を含む総合的な生活の豊かさの重視等に伴い、人口の三大都市圏への集中はほぼ鎮静し、地方定住化が進んでいる。定住化は今後も続くと思われるが、最近の経済構造の変化に伴い格差が再び拡大し、人口の大都市集中傾向もやや強まるきざしがあることに留意する必要がある。

このような情勢にかんがみ、地方経済の振興を図るとともに、良好な自然・歴史的環

境等の適切な保全を図りつつ、大都市圏における過密問題の解消、及び地方圏における都市化、混住化、生活圏の広域化等に対応した居住環境の整備を進めることにより、大都市圏・地方圏を通じ、国民が豊かな居住環境の下で安定した生きがいのある生活を営めるような、ゆとりと活力のある地域社会を形成することを基本方向として地域政策を推進する。

施策の推進に当たっては、地域住民、自治体等の環境改善、産業振興、教育・文化・スポーツ、福祉ボランティア等多様な分野での創造的、自主的な地域づくり活動を積極的に支援すること、高度成長の過程で地域の没個性化が進行してきたことにかんがみ、地域の個性の発掘・創出を進めること、国際化、情報化等が進展する中で、他地域さらには外国との人、情報等の相互交流が活発に行われる開かれた地域社会を形成すること、の三点を重視する。なお、既存の地域開発制度やプロジェクトについて社会・経済条件や産業構造の変化を踏まえた対応を検討する。

(2) 具体的施策

1) 大都市圏の整備

人口、産業等の集中抑制と地方分散の促進を基本としつつ、大都市としての高次機能の円滑な発揮を図るとともに、大都市をふるさととする人々の定住の場としてふさわしい豊かな居住環境と都市文化の形成を基本方向として大都市圏整備を進める。その整備に当たっては、圏域計画等による総合的かつ広域的調整を十分行い、各自治体及び国の関係機関の施策の有機的連携を図る。

都心及びその周辺の既成市街地においては、都心の空洞化に対応するとともに、職住近接化、防災性の向上等を図るため、民間活力を活用しつつ再開発を推進する。この場合、防災性や環境が特に劣悪な地区、経済的停滞が懸念されている地区等の整備に重点を置く。また、既成市街地内の公共施設整備に当たっては、再開発による周辺地域整備との一体的実施に努める。

とくに東京圏においては、骨格となる交通・通信体系を整備しつつ核都市を育成し、都心からの業務・流通・生産機能の分散配置等を進めることにより、多核型の都市構造を形成する。また、大都市圏の郊外部における人口増加に対応して良好な市街地の形成を図る。

大都市においてはスプロール等により環境が劣悪な住宅地が多いことにかんがみ、都市基盤の計画的整備を推進するとともに、地区計画、建築協定等を活用しつつ、住宅地のきめ細かな環境改善を進める。また、電線の地下埋設化等による街並みの景観の改善、緑の保全と創出、水辺環境の整備等うるおいのある街づくりを進める。なお、身近な居住環境の整備及び公共施設の管理については、住民の主体的活動の積極的活用を図る。

2) 地方圏の整備

a 定住圏の総合整備

地方圏においては、経済の活性化と雇用機会の充実に努めるとともに、豊かな自然環境、ゆとりある生活空間といった大都市にない特性を生かして、魅力ある定住圏を形成し、人口の地方定住化を促進する。この場合特に、住民の生活圏の広域化に伴い、定住圏計画等に基づき、市町村の行政区域を越えた総合的対応を強化する。また、地域住民が都市的便益と田園のゆとりをともに享受できるよう、都市と農村の交流を促進する。

b 地方都市の整備

地方都市については、それぞれの都市の規模、歴史的背景、経済的社会的特性等に応じて、自然的歴史的環境を含む豊かな生活環境と高度な機能・文化が融合した個性のある魅力的な都市づくりを行う。また、地方都市郊外において低密度拡散的な市街化が進む傾向にあるが、各種の土地利用計画制度の適切な運用と公共施設の計画的整備により、自然環境、農林業等と調和した良好な市街地を形成する。

地方中枢・中核都市については、人口、諸機能の集積が進んでいるため、過密問題の軽減・防止とブロック・県域の中心としての高次機能の充実に図る。また、これらの都市の中には古い都市構造を残しているものがあるため、都心部の再開発、郊外における新しい拠点づくり等により多核型構造への改編を図る。

その他の地方都市については、生活圏の中心としての機能の充実と周辺農山漁村とのアクセスの改善を図るとともに、特に、サービス経済化等により県庁所在市等への人口、機能の一層の集中が生ずるおそれがあるため、県内2、3順位の定住圏中心都市の特色のある機能と都市的魅力的充実に図る。

c 農山漁村等の整備

農山漁村については、国土・自然環境保全機能の維持増進に配慮しつつ、経済活性化と就業機会の充実、生活環境の改善等を通じて総合的な居住環境整備を図り、安定した活力ある地域社会を形成する。

農林水産業、地域資源活用型産業等の振興により就業機会の充実に図るとともに、住民のニーズの高度化等に対応して、生産基盤との関連も考慮しつつ、道路、排水施設等の生活基盤の整備を推進する。また、都市近郊農村等においては、混住化に伴い、土地・水等の利用上の問題が生じていることにかんがみ、従来、農業集落が有するコミュニティ機能の活性化を図りつつ、土地・水等の適切な利用調整を行いながら、良好な居住地の形成を誘導する。

農林業の活動等を通じ森林・農用地の国土・自然環境保全機能の維持増進を図るとともに、保健、休養、レクリエーションの場として農山漁村の豊かな自然環境の活用を進める。

山村、過疎地域、離島等については、中心都市への交通通信体系の整備、基礎的

生活基盤の充実、地域特性を生かした産業の振興や都市住民との交流の促進による地域の活性化、機能維持の困難な集落の実情に応じた再編成等を進める。

なお、積雪寒冷地域については、防雪施設の整備、除雪体制の充実等を図るとともに、克雪・利雪型地域づくりを進める。

3) 国土利用の均衡化の推進

大都市集中を抑制し、地方振興を図り、国土利用の均衡化を推進するため、各交通機関の特性を勘案しつつ長期的視点に立って全国的交通ネットワークの整備、拡充を進める。また、大都市、地方間の情報入手格差を縮小し、人口・産業の地方分散を促進するため、新情報通信技術を活用した高度な情報通信ネットワークの地方への展開を促進する。この場合、このようなネットワークの形成が大都市への情報・管理機能の一層の集中をもたらし、災害に対する脆弱性、情報の画一化等の問題を生ずるおそれがあるため、各地域の特性に応じた地域情報システムの構築、大都市の情報・管理機能の分散策の検討等を行う。

大学等については、地方定住の促進等の観点から引き続き地域配置の適正化を基本としつつ、今後の第2次ベビーブーム世代の加齢による大都市圏を中心とした大学進学者数の変動に対し適切な対応を図る。大学等の立地整備に当たっては地域社会と大学等との連携を強化しつつ計画的に行うとともに、大学等の教育、文化、研究の機能の地域社会への開放、活用を進める。研究機関、医療、文化施設等の地方圏における立地を進める。

また、高度な技術・機能と豊かな居住環境・文化が調和融合した新しい地域づくりを進める。

土地・水資源等限られた国土資源の有効利用を図る。土地については、国土利用計画法の適切な運用等により地価の安定を図りつつ、望ましい土地利用への誘導、土地の有効利用の促進と計画的な利用転換等を進める。水資源については、水資源の有効利用の促進と水資源開発の計画的推進、水資源の保全等を進める。

なお、近年の経済社会の変化等に対応して、水需給に関する計画の見直しを行う。

4) 安全の確保

豊かな国民生活と高度に発達した経済社会を災害による破壊から守るため、安全の確保に関する施策の充実強化を図る。このため、国土保全施策を推進するとともに、特に地震に対する安全性の向上を図るため次の施策を講ずる。

地震予知のため、観測強化地域及び特定観測地域における直下型地震を含む研究観測を推進する。

地震に係る防災体制の充実を図るとともに、避難地避難路等の確保とその周辺の不燃化、建築物・施設の耐震性の向上、災害対策活動の拠点となる防災センターの

整備等により防災都市づくりを進める。

大都市特に首都については、都市システムの高度化、相互依存化に伴い、地震が発生した場合には、家屋倒壊・火災等の被害のほか、経済活動及び市民生活の各方面に広汎な被害を生ずるおそれがある。このため、上記施策に加えて、地震発生時の都市機能障害の連鎖的波及を断ち切るための代替手段の整備、地震発生後の的確な情報提供及び応急対策活動システムの確立等を図る。また、東海地震に係る地震防災対策強化地域の防災対策の充実を図る。災害の発生に対し防災機関、事業所及び地域住民が的確に対応できるよう、消防力の充実強化を図るとともに、防災計画の充実、通信連絡体制の整備、防災訓練の実施、地域の自主防災組織の育成等により防災体制の強化と国民の防災意識の高揚を図る。

また、最近の交通事故の急増に対処して、交通安全教育の徹底、安全快適な道路交通環境づくり、車両の安全性の確保、被害者救済対策の充実等交通安全対策の強化を図る。また、鉄道、海上交通及び航空交通の安全対策を進める。

8 良質な交通ネットワークの形成

産業構造の変化、人口の大都市集中の鎮静化、国民生活の多様化や都市化、情報化、国際化の進展等交通を取り巻く環境にも大きな変化が見受けられる。

今後の動向をみると、エレクトロニクスを中心とした通信の発達の影響が考えられるものの、生活水準の向上及び余暇時間の増大、高速志向の高まり、物流における多品種・小口化、国際的な相互依存関係の強まり等に伴い、全体としては交通の量的拡大、質的向上が見込まれる。

このような経済社会の変化に対応して高度化・多様化しつつ増大する人・物のモビリティを確保し、経済の発展と国民生活の向上に資するために総合的に交通政策を推進していく必要がある。

交通政策の推進に当たっては、各交通機関の適切な競争と利用者の自由な選択が反映されることを原則としつつ、今後とも財政、空間、環境等の制約の強まりが予想されるので、各種の計画や他の社会資本整備等との調和を図り、全体として効率性、整合性が保たれるようにする必要がある。

また、その整備に当たっては需要の動向、交通手段の特性に応じ、できる限り相互補完的に組み合わせ、長期的な視点から順次選択的に整備し、効率的な体系の形成を図る。さらに安全の確保、環境の保全及びエネルギー効率の向上を図る必要がある。

(1) 幹線交通

1) 高速交通網の形成

国土の均衡ある発展を図るため、大都市圏と地方圏及び地方圏相互を幹線交通網によって円滑に結びつけ、交通サービスの地域格差の解消を図る必要がある。

高速志向の高まりに対し、長期的な方向としては、ほとんどの人が1~2時間で高速交通施設にアクセスできるよう、高速交通網の形成を図る。また、これらと一体となって機能し、その質を高める主要な幹線道路や鉄道のフィーダー機能等の充実を図り、必要に応じ、各種の大規模プロジェクトを点検しつつ体系的なネットワークを形成する必要がある。その際、高速交通網の利便を享受することが困難な地域が残されるおそれもあり、需要に応じた効率的な整備によるその解消を検討する。また、今後の整備は比較的需要の少ない地域において行われることも予想されもので、建設費の節減等をより一層図るとともに整備方式などについても工夫が必要である。

なお、現在供用中の高速道路、空港の中には長期的需要に対し施設容量が逼迫する分野も生じてくるので、その対策を順次講じていくとともに、必要に応じ時間短縮効果の大きい地域のサービスの優先等の措置について検討する。

2) 効率的な物流ネットワークの形成

物流の小口化、多様化、迅速化、コスト低減化等の要請に対応して、物流関連施設の充実、荷役の合理化、物流情報システムの形成等を推進することにより、より一層の効率化を図る必要がある。なお、国鉄貨物の拠点間直行輸送体制の確立を図ることが、経営改善、効率的な物流ネットワークの形成に資する観点からも必要である。

3) 高まる国際化への対応

国際的な相互依存関係の強まりに伴う海外との人・物の交流の活発化及び国際的に開かれた施設、常時利用できるシステム等の国際的要請に対し、国際空港、国際港湾及び外航海運の充実を図るとともに、国内交通への円滑な連続性を確保する必要がある。また、世界とアジアを結ぶ国際的中継拠点機能の強化についても検討する。

(2) 地域交通

地域のモビリティの活性化を図り、地域発展の基盤を充実するため、広域ブロックから地方都市圏に至るまで各段階に応じた計画的な交通体系の整備・充実が必要である。その際、地方公共団体、国の関係機関等の協調を緊密にする必要がある。

1) 大都市圏

大都市圏においては、混雑の緩和、安全性の向上等を主眼とした円滑な交通体系の形成を目指し、通勤・通学交通については鉄道、地下鉄、新交通システム、バス等の大量公共交通機関を主体とし、業務交通については自動車を主体としつつ、大量公共交通機関も活用して対応する。

公共交通については、混雑緩和等の対策を進める一方、経営効率の改善や運行回数、走行環境等のサービス向上による活性化に努めるとともに、結節点の整備や乗継運賃

等移動の連続性の確保を図る必要がある。

2) 地方圏

地方圏においては、都市規模、需要に応じ鉄道、バス等の大量公共交通機関と自動車のそれぞれの特性を活かし相互補完的に組み合わせて対応するとともに、地方圏の経済的自立を促すため産業振興の基盤となる交通施設の整備を図る。

今後とも大量の需要の見込めない地域においては主としてバス、タクシー、自家用車等に対応する。また、交通需要が減少し、鉄道の特性が発揮できないところでは、バス等への転換を進める必要がある。なお、地方、離島住民等のモビリティの確保の観点から、地方バス路線、離島航路の維持の配慮も必要である。

(3) 整備コストの適正な負担と補助等

交通施設は受益の範囲がある程度限定できるものもあり、資源の適正な配分を期するため、外部不経済効果をその発生者であるそれぞれの交通機関に内部化した上で、交通サービスの提供に要する費用を運賃等として利用者に求めることを原則とするが、それが困難でかつ一定のサービスを確保することが必要な時は、その実情に応じ限度を明示した上で補助等の必要がある。

また、交通施設の着実な整備に当たっては、安定的な財源を確保することが肝要であり、民間資金等の参加の促進、世代間の公平な負担を図るなど、資金調達のあり方等を幅広く検討する必要がある。

(4) 日本国有鉄道の再建について

国鉄については、経営の重点化、合理化の立ち遅れ等により効率的な交通体系の形成に支障が生じている面もあり、鉄道特性を発揮できる分野への経営の重点化、効率的な経営体制の確立等による再建が、効率的な交通体系の形成を図るうえからも緊急の課題となっている。

なお、交通施設の整備に当たっては、各種制約の強まりが予想される中であっても、次節に述べるように着実に進めていく必要がある。

9 社会資本の充実

(1) 施策の基本方向

近年、社会資本の整備水準は、漸次向上しつつあるものの、国際的にも高い水準にある私的消費や民間経済活動に比べ、社会資本サービスは遅れており、その一層の充実に求められている。このため財政制約の下ではあるが、国土と国民の安全を守り、経済社会の活力を維持し、快適な国民生活を実現するための基盤となる社会資本の着実な整備を進める。

社会資本の整備に当たっては、特に厳しい財政事情の下にあることにかんがみ、経済社会の変化、国民ニーズの高度化、多様化に的確に対応し、投資分野の一層の重点化を図りつつ、投資の総合的、効率的実施に努める。対象期間中においては、国土保全、都市の安全等今後とも公的部門がその整備に対して関与の度合の大きい安全基盤については、着実に整備を進める。また、活力基盤の整備を進めることとし、その主体をなす交通・通信部門については、国土の均衡ある発展を図り、効率的な経済活動の基盤を形成するため、着実に整備を進め、人、物、情報の高度なモビリティの実現に努める。また、快適基盤のうち、従来ともすれば整備の遅れが目立っている住宅・居住環境については、都市化に対応し公共空間の計画的形成を図りつつ、その整備を促進する。

また、社会資本の整備に当たっては、公的部門の果たす役割は大きいものの、民間部門の社会資本分野への進出意欲が高まりつつあること等にもかんがみ、この際、従来の制度、慣行にとらわれず官民分担等について見直しを行い、社会資本分野への民間活力の活用を図る観点から検討を進め、施設の性格に応じ民間部門の参加を求めることが必要であろう。

即ち、受益と負担の対応関係が明らかな施設や利用者にとって選択可能な、もしくは高次のサービスを提供する施設の整備に関しては受益者負担の考え方を一層重視するとともに、民間部門の従来以上の積極的参加を期待する。また、従来、公的部門が主として整備管理を行ってきた分野についても、新しい条件を整えることにより収益性の確保が可能な場合には、公共性を担保したうえ、現行の諸制度の改善などを含め、民間の資金、活力を導入するための整備方式等について検討を進める。

(2) 分野別公共投資の重点

1) 安全基盤の整備

自然災害、大震火災等に対する国土・居住環境の安全性を高めるとともに、資源の安定供給の確保等を図るため、安全基盤の整備を推進する。

a 安全な国土の形成

国民生活及び経済社会の基盤を自然災害の危険から守り、良好な国土環境を保全することにより、すべての人々が安心して生活できる国土を構築していくことが重要である。

国土保全施設について、流域の総合的管理、施設間の有機的連携等を重視しつつ、着実な整備を推進する。

治山については、山地崩壊、土石流による山地災害等を未然に防止するため、治山施設、防災林、保安林等の整備を推進する。

治水については、重要河川、局地災害が多発している中小河川の整備及び土砂害対策を推進する。特に、流域の開発が著しい河川においては保水・遊水機能の確保、警戒避難体制の確立、防災上安全な土地利用への誘導等を併せ行い、

総合的な治水対策を推進する。

海岸については、高潮、海岸侵食等の自然災害を未然に防止するため、面的防護方式への移行を図りつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

急傾斜地崩壊防止施設については、がけ崩れ災害から住民の生命を守るため、その整備を推進する。

農地、森林資源を保全し、その良好な維持、管理を推進する。

農地については、その国土保全機能の維持・増進に努めるとともに、自然災害等を未然に防止するため、農地防災、農地保全等を推進する。

森林資源については、その公益的機能の維持、培養を図るため、人工造林、天然林改良及び保育等を推進するとともに、複層林の形成を図る。

水需給のバランスを図るため、水源地域の整備を進めつつ計画的に水資源開発を推進するとともに、水源かん養林の整備を進める。また、異常渇水対策の一環としての渇水対策ダムの建設、下水処理水を再利用する水利用高度化事業等を進める。

b 安全な居住環境づくり

都市化の進展等に伴う日常生活の危険性の増大に対処して、安全な居住環境の形成に努めることが重要である。

大震火災等の大規模災害に対応するため、都市公園、避難路、河川等防災空間としてのオープンスペース、防火水槽等、防災施設の整備を推進する。また、消防活動が困難な区域における道路の整備を推進する。

再開発等を進め、建物の不燃化及び耐震化を推進する。

災害発生時における基幹的交通・通信網の機能の確保を図るため、交通施設の防災及び震災対策、災害発生時においても各交通施設がまひせず相互補完的に機能し得るシステムの形成、伝送路の多ルート化等の各種災害対策等を推進する。

交通安全の確保を図るため、道路及び鉄道については、コミュニティ道路、歩道等の整備、信号保安設備、踏切道の改良及び立体交差化、交通管制機能の充実、信号機等交通安全施設の整備等を推進する。また、海上交通については、航路、防波堤、船舶避難水域、航路標識等、航路については、航空保安施設等の整備を推進する。

都市化の進展に伴い浸水被害が増加している市街地において、下水道の整備により排水機能の向上を進める。

c 安全な経済社会の基盤づくり

エネルギー、食料等資源の海外への依存度が特に高い我が国においては、資源の

安定供給を確保することが重要である。また、国際化の進展に対応して、国際交流を図るための基盤の形成に努めることが重要である。

エネルギーの安定供給を行うため、港湾における受入れ施設等の整備を推進する。

食料については、自給力の維持強化を図るため農用地造成、農業生産基盤の整備を推進するとともに、水産資源の維持培養を図るため沿岸漁場の整備開発等を推進する。

外国人留学生、研究者の受入れ等の国際交流施設の整備を推進する。

2) 活力基盤の整備

活力ある社会を築くために、あらゆる活動の基礎である人、物、情報のモビリティの確保、産業の活性化と技術開発の推進、創造力豊かで活力に富んだ優れた人材の育成のため活力基盤の整備を推進する。

a 高度なモビリティの確保

今後、高度化、多様化しつつ増大するモビリティを支えるため、全国的なバランスに配慮した効率的な交通・通信ネットワークを形成していくことが重要である。

幹線交通網については、以下の整備を推進する。

高速自動車国道については、交通需要等を勘案しつつ、整備計画区間の建設を促進し、東名及び名神高速道路の改築を推進する。また、これらと一体となる一般国道等のバイパス、環状道路、都市高速道路等の整備を進め、高規格な幹線ネットワークの機能を充実する。

新幹線については、東北新幹線の都心乗入れとともに、整備新幹線については財源措置等の諸条件の整備をまって、事業採算性を慎重に検討し、長期的視点から逐次その整備を図る。また、在来線をフィーダー網として充実するとともに、主要都市間の高速度輸送手段としての機能向上を図り、併せて乗継ぎの円滑化を図る。

本州四国連絡橋については、1ルート3橋等の建設を推進する。

空港については、新東京国際空港の整備、東京国際空港の沖合展開を進めるほか、関西国際空港の建設について必要な調査を行い、早急に結論を得て、その推進を図る。また、地方空港のジェット化、大型化を進める。

港湾については、輸送革新の動向等に配慮しながら国際貿易港湾を拠点的に整備する。なお、必要に応じ港湾の再開発等を行い、背後都市との調和にも努める。

流通拠点港湾、鉄道、高速道路等によるネットワークの形成、トラックターミナル、複合ターミナル、流通業務団地等物流拠点の整備等一層効率的な物流体系の形成に努める。

地域の交通施設については、幹線交通網との連続性を確保し、以下の整備を推

進する。

大都市における鉄道にあっては、既設線等の増強、都心乗入れ、地下鉄等の整備を図るとともに、既存施設の有効活用により、運行回数の改善等のサービス向上に努める。また、各交通機関の結節点の機能の充実・向上を図る。

大都市圏の道路交通の円滑化、機能の充実等の観点から、大都市環状道路の建設を促進するとともに、幹線道路等と沿道地域の整備とを一体的に推進する。

今後とも拡大の予想される新市街地においては、土地利用との整合を図りつつ需要動向を勘案し、地域の実情に応じ道路、鉄道、新交通システム等の整備を進める地方圏における道路、鉄道、新交通システム等にあっては、都市規模に応じ、その需要を勘案して整備を進めるとともに、今後とも大量の交通需要の見込めない地域においては、主としてバス、タクシー、自家用車等で対応を図ることとし、生活基盤としての道路の整備を図る。

離島等においては、住民の生活安定、産業振興の観点から、道路、地方・離島港湾、離島空港等の整備を進める。

高度情報社会の基盤となる電気通信システムの実現を図るため、以下の整備を推進する。

基本的サービスである電話等については、社会のニーズに応じて引き続き質的向上を図り、需給均衡を維持するとともに、データ通信、画像通信、移動通信サービスの施設についても、一層の拡充を図る。

同時に、光ファイバー、衛星通信等の大容量伝送技術、デジタル技術等を中心として既存の通信網のデジタル化、統合化を順次進め、高度な情報通信システムの形成を推進する。なお、モデルシステムの構築等により、利用者のニーズを把握するとともに、サービスの有効性、経済性の検討と技術的確認等を行い、最適なシステム形成に努める

b 産業の活性化と技術開発の推進

産業活動に必要な基盤を整備するとともに、将来の発展の基礎となる創造的技術の研究開発のための基盤整備を推進することが重要である。

産業活動の基盤となる施設の整備を推進する。

農業については、生産性の向上、需要動向に即応した農業生産の再編成や水田汎用化等による土地利用の高度化を図る観点から、基幹的用排水施設、農用地、農道等生産基盤の総合的整備を進めるとともに、流通施設の整備を図る。

林業については、木材生産機能の向上と林業経営の合理化に資するため、造林、林道網等の計画的整備を推進する。

漁業については、沿岸、沖合、養殖漁業のウエイトの増大に伴う漁港利用の増加に対し、漁港の整備を推進する。

先端産業をはじめ今後の産業活動に必要な工業用地、工業用水道等基盤となる施設の整備を推進する。

創造的技術やフロンティア分野の研究・開発のための基盤整備を推進する。

核融合等の新エネルギー開発、超 LSI・光ファイバー等の高度な情報通信技術、浮上式鉄道等の新交通技術、宇宙・海洋開発等の研究、技術開発を進めるための基盤整備を図る。

c 高い適応能力をもった活力ある国民の育成

我が国経済社会の変化に適切に対応し、活力の維持を図るため、創造力に富み、人間性豊かな高い能力をもった国民を育てるための基盤整備が重要である。

初等中等教育については、地域的な就学人口の動向に適切に対応するとともに、国際化・情報化等に対応した教育施設の整備を推進する。

高等教育については、地域配置の適正化の観点や地域的進学動向等を踏まえて適切な対応を図る。また、より高度で多様な高等教育や基礎的学術研究についても、科学技術の発展、国際化の進展、再教育の要請等に対応して、その整備を図る。

3) 快適基盤の整備

都市化の進展及び国民の生活様式の高度化、多様化等に対応するとともに、生活環境の向上及び国土の均衡ある発展と利用を図るため、都市・農山漁村を通じ地域の特徴を生かした快適基盤の整備を推進する。

a 清潔な生活環境づくり

国民が清潔な日常生活を送る上で最も基本的な施設である水道、下水道、廃棄物処理施設等について、今後の人口増加等を勘案し必要となる施設の着実な整備が重要である。

水道については、おおむね国民のすべてが衛生的な水道水の安定した供給を受けられるように、広域的な観点に立った施設整備を図る。

下水道については、生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道、流域下水道等の整備を推進し、併せて合流式下水道の改善等を進める。

農山漁村において、生活污水等の処理により、農業用排水の水質を保全し集落環境の改善を図るため、集落排水施設の整備を進める。

ごみ処理については、減量化、資源化を図りつつ、計画処理区域内における焼却可能ごみのほぼ全量が焼却処理できるように施設の整備を図る。なお、最終処分地の確保や大都市圏における広域処理場の整備を図る。

し尿処理については、下水道の整備と整合をとりつつ、計画処理区域のくみ取

りし尿、し尿浄化槽汚泥等のほぼ全量が衛生処理できるよう施設の整備を図る。

b 健康的で安心できる生活環境づくり

国民が積極的に健康を維持、増進し、安心して生活できるよう、特に、人口の高齢化の進展に対応しつつ厚生福祉施設の整備を図ることが重要である。

保健・医療施設については、健康増進からリハビリテーションに至る包括的で体系的な施設整備を行う。特に、国民に密着した市町村保健センター、高度で専門的な病院、救急・へき地中核病院に重点を置いて整備を進める。

社会福祉施設については、特別養護老人ホームを中心に老人福祉施設を整備するとともに、障害の重度化傾向等障害の態様や程度に応じ、地域社会とのつながりにも配慮して、心身障害者施設の適切な整備を推進する。さらに、児童福祉施設については、地域の実情に応じて整備を図る。

c 豊かで文化的な人間形成のための環境づくり

高齢化、高学歴化、余暇時間の増大等に伴う多様な学習機会の要請に応える社会教育活動や心身の健康のための体育活動、文化の継承・創造等のニーズを満たし、豊かな地域社会を形成することが重要である。

学校施設については、生涯教育の観点等から多様な教育の場を供給するため、放送大学の整備、学校開放等の推進を図る。

青少年から高齢者に至る多様なニーズに対応しつつ、社会教育施設、社会体育施設、文化施設の整備を図る。

d ゆとりとうるおいのある生活環境づくり

これまで整備が遅れていたゆとりとうるおいを享受できる生活環境を形成することが重要である。

ゆとりとうるおいの場を確保するため、国民の健康・体力づくり、緑豊かないきの場等として、都市公園の整備とともに、河川、海岸等の環境整備を推進する。また、都市の居住環境の改善を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業を推進する。さらに、農山漁村地域においては、自然を生かした定住条件づくりを目指して、公園や生活環境基盤の整備を推進する。

自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるため、利用と保全の調和を図りつつ、自然公園等の整備を進める。また、森林のもつ保健休養機能を活用した場の整備に努める。

親しみの持てる交通環境づくりを目指して、高齢者や障害者等も安心して利用できる交通施設の整備・政審、港湾等の環境整備事業、道路の緑化対策等を進め、良好な環境の維持、向上を図る。

住宅の質と住環境の向上に重点を置いた総合的な住宅政策の一環として、公共賃貸住宅の充実に努める。その際、既存ストックの有効利用を進めるため、建替え、増改築等を積極的に推進する。また、住宅建設事業又は宅地開発事業に関連する公共施設の整備を促進し、良好な住宅及び宅地の供給を図る。

なお各種長期計画については、必要に応じ、分野別投資の方向等と調整し、経済の動向、財政の状況等を勘案してその弾力的実施を図る。

(3) 事業の実施に当たっての検討課題

厳しい財政事情の下にあっても、後世の人々にも評価される良質なストックを着実に整備する必要がある。創意工夫をこらし、財源の確保、整備方式等について幅広く検討する必要がある。

円滑な事業執行を図るため、地域社会の意向を的確に把握し、特に用地取得、補償等について社会生活の変化に対応したあり方を検討するとともに、権利関係の適切な調整、制度の的確な運用等を図る必要がある。

社会資本整備の効率化を図るため、下記の諸点に配慮する必要がある。

- a 各部門間のバランスや整合性に配慮し、全体として効率を高める。
- b 技術開発を促進し、建設費の節減に努める。
- c 将来の維持管理に配慮した整備を進める。

なお、地方公共団体の役割が一層期待されることから、その自主性、自律性のもとに地域の実情に応じ、必要な施策が総合的に講じられるよう留意する。